

# 英国の EU 離脱に伴う EU 法からの制度上の「離脱」の総仕上げ —2023 年保持された EU 法（無効化及び刷新）法の制定—

国立国会図書館 調査及び立法考査局  
専門調査員 海外立法情報調査室主任 南 亮一

## 目 次

はじめに

### I 2023 年法の制定に至る経緯

- 1 EU 離脱の国民投票から EU 離脱通告までの経緯
- 2 2018 年法による EU 法の国内法への移行の実施
- 3 2023 年法の制定までの経緯

### II 2023 年法の概要

- 1 構成及び施行日
- 2 EU 由来の第二次立法及び直接 EU 立法の無効化
- 3 EU 法上の権利、義務等の無効化
- 4 保持された EU 法の英国法への同化
- 5 裁判所等における EU 判例法の解釈ルールの見直し
- 6 保持された EU 法の改正手続の簡素化
- 7 保持された EU 法に関連する第二次立法の制定権限の国の機関への委譲
- 8 ダッシュボードの更新並びに報告書の公表及び提出

おわりに

翻訳：2023 年保持された EU 法（無効化及び刷新）法

キーワード：ブレグジット、イギリス、欧州連合、EU 法の優越性の原則、EU 法の一般原則、EU 離脱協定、EU 基本条約第 50 条、1972 年欧州共同体法、2018 年 EU（離脱）法

## 要 旨

2017年3月29日、英国のメイ首相（当時）は、欧州理事会に対し、EU基本条約第50条第2項に基づくEU離脱の意向を通告した。これにより英国は、EU離脱の日までに膨大なEU法体系を英国の法体系に編入することが必要となった。当面の対応策として、膨大なEU法体系をそのまま受容することを内容とする2018年EU（離脱）法が、2018年6月26日に制定された。その後、規制改革上の観点から見直しの必要性が提唱されたことを踏まえ、2023年6月29日、英国法からEU法の影響を最大限排除するための扱いを定める2023年保持されたEU法（無効化及び刷新）法が制定された。これにより、EU法が英国法に完全に編入されることとなったため、法的な観点からの「離脱」が制度上完了した。

本稿では、2023年保持されたEU法（無効化及び刷新）法の制定までの経緯をたどった上で同法の概要を解説し、併せて同法を訳出する。

## はじめに

2016年6月の国民投票の結果を受け、2017年3月29日、英国政府は欧州理事会<sup>(1)</sup>に対し、欧州連合（EU）からの離脱（以下「EU離脱」）の意向を通告した。EU離脱は、1972年の加盟以降に英国の法体系に流入してきた大量のEU法体系からの「離脱」を意味するため、EUの既存の法体系を考慮せずに英国独自の法規範を自由に制定し、運用することが可能となる。しかしその反面、これまでに英国の法体系に組み込まれていた大量のEU法体系がEU離脱の日から適用されなくなってしまうため、英国の法規範に巨大な穴が生じることとなる。そうすると様々な面で重大な影響が生じるのは不可避なため、当面の対応策として、2018年6月26日、これら大量のEU法体系をいわばそのまま英国法体系に受容することを内容とする2018年EU（離脱）法<sup>(2)</sup>（以下「2018年法」）を制定した。ただし、この状態では既存のEU法による規制を英国の都合で緩和し、又は廃止することが困難となり、EU離脱の意義が損なわれる。そこで、法的な観点からの「離脱」を制度上完了させるため、2023年6月29日、EU法を英国法に完全に編入するための措置を定めた2023年保持されたEU法（無効化及び刷新）法<sup>(3)</sup>（以下「2023年法」）が制定された。

本稿では、EU離脱の国民投票の結果を受けて英国がEU離脱を通告してから2023年法の制定に至る経緯をたどった上で同法の概要を解説し、併せて同法を訳出する。

\* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2025年1月21日である。

(1) EU各国首脳、欧州理事会議長及び欧州委員会（後掲注(18)）委員長により構成されるEUにおける政治レベルの最高協議機関である。会合が通常年4回開催され、一般的政治指針を策定するほか、共通外交安全保障政策の共通戦略を決定する。「欧州連合（EU）」2024.3.14. 外務省ウェブサイト <<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/eu/data.html>>

(2) European Union (Withdrawal) Act 2018 (c.16). この法律の制定の経緯及び内容については、芦田淳【イギリス】2018年EU離脱法の成立』『外国の立法』No.277-1, 2018.10, pp.12-13. <<https://doi.org/10.11501/11165028>> を参照。

(3) Retained EU Law (Revocation and Reform) Act 2023 (c.28)

## I 2023 年法の制定に至る経緯

### 1 EU 離脱の国民投票から EU 離脱通告までの経緯

2016 年 6 月 23 日、英国が EU から離脱すべきかどうかを問う国民投票 (referendum)<sup>(4)</sup> が実施され<sup>(5)</sup>、「EU から離脱する」に投票した有権者が全有権者の 51.9% と、過半数を占めた<sup>(6)</sup>。同年 7 月 13 日に首相に就任したメイ (Theresa May) 氏は、この結果を受け、同年 10 月 2 日の保守党大会の演説において、2017 年 3 月末までに EU 基本条約<sup>(7)</sup> 第 50 条に基づき EU 離脱を通告する (notify)<sup>(8)</sup> とともに、英国の EU 加盟の根拠法である 1972 年欧州共同体法<sup>(9)</sup> (以下「1972 年法」) を廃止することを宣言した<sup>(10)</sup>。

メイ首相 (当時) は、この演説において、この通告を行うために議会の承認は不要である旨を主張し、議会の承認を得ずに通告を行う意思を表明した。そうしたところ、一市民からこの主張の妥当性について裁判所に判断を求める訴訟が提起された。2017 年 1 月 24 日、最高裁判所は、国務大臣が通告を行うためには議会が第一次立法<sup>(11)</sup> により授権することが必要とする判決<sup>(12)</sup> を出した。この判決を受け、政府は、同月 26 日、首相に EU 離脱を通告する権限を付与する内容の法律案<sup>(13)</sup> を下院に提出した。この法律案は、同年 3 月 16 日の女王の裁可により、

(4) 英国における国民投票に関する法制度の内容及びその沿革については、田中嘉彦「英国のレファレンダム法制—憲法改革と国民投票制度の諸相—」『レファレンス』825 号, 2019.10, pp.29-60. <<https://doi.org/10.11501/11375347>> を参照。

(5) 英国の EU 離脱をめぐる経緯については、田村祐子「【イギリス】EU 離脱をめぐる立法動向」『外国の立法』No.271-1, 2017.4, pp.10-11. <<https://doi.org/10.11501/10322293>>; Nigel Walker, “Brexit timeline: events leading to the UK’s exit from the European Union,” *Briefing Paper*, No.7960, 2021.1.6. <<https://researchbriefings.files.parliament.uk/documents/CBP-7960/CBP-7960.pdf>> を参照。この国民投票が実施された経緯については、山田邦夫「英国における対 EU 関係の見直し—権限バランスレビューと「残留・離脱」国民投票—」『レファレンス』780 号, 2016.1, pp.63-89. <<https://doi.org/10.11501/9616693>> を参照。この国民投票の枠組みについて定めた 2015 年欧州連合国民投票法 (European Union Referendum Act 2015 (c.36)) の制定の経緯及びその概要については、岡久慶「【イギリス】2015 年欧州連合国民投票法」『外国の立法』No.266-2, 2016.2, pp.8-9. <<https://doi.org/10.11501/9851742>> を参照。

(6) The Electoral Commission, “Report on the 23 June 2016 referendum on the UK’s membership of the European Union,” 2016.9, p.6. <[https://www.electoralcommission.org.uk/sites/default/files/pdf\\_file/2016-EU-referendum-report.pdf](https://www.electoralcommission.org.uk/sites/default/files/pdf_file/2016-EU-referendum-report.pdf)>

(7) Treaty on European Union (Consolidated version 2016), OJ C 202, 2016.6.7.

(8) EU 基本条約第 50 条では、加盟国が自国の憲法上の要件に従って EU 離脱を決定することを認めた (第 1 項) 上で、その意向 (intention) を欧州理事会 (European Council) に通告する (notify) ことを加盟国に求めている (第 2 項)。欧州理事会は、一般的な政治的方針及び優先順位を定め、EU の重要な組織上及び人事上の決定を行う EU の最高意思決定機関である。庄司克宏『はじめての EU 法 第 2 版』有斐閣, 2023, p.265. なお notify は「通知」とも訳されるが、単に告知知らせするという「通知」という語よりも、相手方に決定事項や意向を告知知らせするという意味を有する「通告」という語を用いる方が妥当と考え、「通告」を訳語として採用した。「通知」コトバンクウェブサイト <<https://kotobank.jp/word/通知-98983>> を参照。

(9) European Communities Act 1972 (c.68) 全訳には、矢頭敏也・八木保夫「英国の 1972 年欧州共同体法 (資料)」『比較法学』13 巻 2 号, 1979.3, pp.228-165. <<https://www.waseda.jp/foaw/icl/assets/uploads/2014/05/A04408055-00-013020228.pdf>> があり、本稿における同法の訳出において参照した。

(10) Walker, *op.cit.*(5), pp.7-8.

(11) 英国議会を含む英国の立法機関により制定される法令をいう。“Primary legislation.” UK Parliament Website <<https://www.parliament.uk/site-information/glossary/primary-legislation/>>

(12) Miller & Anor, R (on the application of) v Secretary of State for Exiting the European Union (Rev 3) [2017] UKSC 5 (24 January 2017). <<https://www.bailii.org/uk/cases/UKSC/2017/5.html>> この最高裁判所の判決までの経緯及び多数意見の内容については、佐藤憲「英最高裁ミラー判決の法理—ブレクジットと国会主権原則—」『早稲田法学』93 巻 3 号, 2018, pp.77-101. <[https://waseda.repo.nii.ac.jp/record/41562/files/WasedaHogaku\\_93\\_3\\_8.pdf](https://waseda.repo.nii.ac.jp/record/41562/files/WasedaHogaku_93_3_8.pdf)> を参照。

(13) European Union (Notification of Withdrawal) Bill (HC Bill 132)

2017年欧州連合（離脱通告）法<sup>(14)</sup>として制定された<sup>(15)</sup>。同月29日、メイ首相はこの法律に基づき英国のEU離脱の意向を通告する書簡<sup>(16)</sup>を作成し、同日、英国のEU常駐代表がトゥスク（Donald Tusk）欧州理事会常任議長にこの書簡を手交した<sup>(17)</sup>。これにより、EU基本条約第50条第2項が定める離脱通告の手続が完了した。

## 2 2018年法によるEU法の国内法への移行の実施

### (1) 2018年法の制定までの経緯

EU基本条約第50条第2項では、離脱通告が行われた後、EU<sup>(18)</sup>が離脱通告を行った国（以下「離脱通告国」）と交渉を行った上で、離脱協定を締結することを定めている。また、同条第3項では、離脱協定の発効日又は離脱通告の日から2年が経過した時点で、欧州理事会が離脱通告国と合意の上で全会一致により延長を決定しない限り、条約の適用が停止されると定めている。したがって、離脱協定が締結されなくても、前述の延長の決定がなされない限りは、2019年3月30日午前0時をもって、英国はEU離脱を完了したことになる。

このため、遅くとも離脱通告の日から2年後までに、「英国のEU離脱を国内制定法全書（domestic statute book）に反映させ」なければならず、そのためには「新たな第一次立法が必要とされ」、1972年法を「EU離脱の日に廃止できるようにしなければならない」ことになる。政府は、これらを安定かつ円滑に行うため、まずは「既存のEU法の本体を国内法に転換」することとした。これにより、「原則として、一般的な規範（rules）として、EU離脱の後も離脱の前と同一の規範及び法（laws）が確保される」ことになる。そしてその後、立法機関が「EU離脱後にその法律のどの要素を保持し、改正し、廃止するかを決定できるようにする」こととした<sup>(19)</sup>。この「新たな第一次立法」すなわち「大廃止法案（Great Repeal Bill）が1972年欧州共同体法の廃止と同時に既存のEU法を国内法に転換しなければ、EU離脱の後の英国の制定法全書に重大な空白（significant gaps）が生じてしまうことになる」。英国法の一部を構成する多数のEU規則その他EU由来の法について何らの処置を施さないまま1972年法を廃止してしまうと、これらの法規範が適用されなくなることから、英国の法規範に巨大な穴が生じてし

(14) European Union (Notification of Withdrawal) Act 2017 (c.9)

(15) “European Union (Notification of Withdrawal) Act 2017,” 2017.4.3 (last updated). UK Parliament Website <<https://bills.parliament.uk/bills/1952/stages>>

(16) The Prime Minister, “[Prime Minister’s letter to Donald Tusk triggering Article 50],” 2017.3.29. <[https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment\\_data/file/604079/Prime\\_Ministers\\_letter\\_to\\_European\\_Council\\_President\\_Donald\\_Tusk.pdf](https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/604079/Prime_Ministers_letter_to_European_Council_President_Donald_Tusk.pdf)>

(17) “Article 50,” *House of Commons Hansard*, vol.624, 2017.3.29. UK Parliament Website <<https://hansard.parliament.uk/commons/2017-03-29/debates/A6DFE4A0-6AB1-4B71-BF25-376F52AF3300/Article50>>

(18) 交渉手続はEU運営条約（Treaty on the Functioning of the European Union. 「EU機能条約」とも訳される。）第218条第3項に従って行うこととされ、同項では共通外交安全保障政策に関連する場合以外の場合は欧州委員会（European Commission）が交渉主体と定めている。今回の離脱交渉も欧州委員会がEU側の交渉主体となった。Walker, *op.cit.*(5), p.16. 欧州委員会とは、EU加盟国の合意に基づき欧州議会の承認を受けた委員で構成するEUの執行機関である。省庁に相当する「総局」に分かれ、政策及び立法の提案、EU諸規則の適用の監督並びにEU理事会の決定等の執行を行う。EU理事会とは、EU各国の閣僚級代表により構成されるEUの主たる決定機関であり、外務理事会、総務理事会、経済・財政理事会など分野ごとに開催される。「欧州連合（EU）」前掲注(1)

(19) Department for Exiting the European Union, “Legislating for the United Kingdom’s withdrawal from the European Union,” 2017.3.15, col.1.11-1.12. <<https://www.gov.uk/government/publications/the-repeal-bill-white-paper/98cc7e2e-939a-40cb-a94a-f23797905b1c>> この政策文書の概要については、田村祐子「【イギリス】EU離脱に向けた法整備」『外国の立法』No.271-2, 2017.5, p.28. <<https://doi.org/10.11501/10350348>> を参照。

まうためである<sup>(20)</sup>。

そこで政府は、この「大廃止法案」に当たる法律案である「EU 離脱法案」<sup>(21)</sup>を作成し、2017年7月13日に下院に提出した。この法律案は、2018年1月17日に下院を、同年5月16日に上院を通過した。ただし、上院が法律案を修正して通過させたため、その後も下院と上院を行き来し、結局、同年6月26日の女王の裁可により、2018年法として制定された<sup>(22)</sup>。

## (2) 2018年法による EU 法の英国法への「転換」及び「保存」

2018年法は、全25か条附則9編から成り、第1条により1972年法をEU離脱の日<sup>(23)</sup>に廃止する旨が定められた。1972年法は、英国内においてEU法に効力を与え<sup>(24)</sup>、英国法に対するEU法の優越性の原則(The principle of the supremacy of EU law)(I 2(4)参照)を適用させる根拠法であった。このため、同法の廃止により、既存のEU法が英国内で無効となり、英国法に対するEU法の優越性の原則が適用されなくなり、かつ、新たに制定されたEU法の英国法への流入を可能とするための仕組みがなくなることとなる<sup>(25)</sup>。

ただし、何の措置もせずに1972年法を廃止してしまうと、前述のとおり英国法に巨大な穴が生じてしまう。このような事態を防止するため、2018年法では、EU指令の適用法令のような、EUの義務を履行するために英国において制定された法令を保存する(preserve)とともに、既存のEU法の本体(body)を英国法に転換する(convert)こととされた<sup>(26)</sup>。

すなわち、第2条では、EUの義務を履行するために英国において制定された法令を保存することが定められ、同条により保存された法令を「EU由来の国内立法(EU-derived domestic legislation)」と呼ぶこととされた。第3条では、EU規則(EU Regulation)<sup>(27)</sup>、EU決定(EU Decision)<sup>(28)</sup>又はEU第三次法(EU tertiary legislation)<sup>(29)</sup>などの英国で直接適用されるEU法令を英国法に転換することが定められ、同条により転換されたEU法令を「直接EU立法(direct EU legislation)」と呼ぶこととされた。また、EU由来の国内立法及び直接EU立法のことを「保持されたEU法(retained EU law)」と呼ぶこととされた。

(20) *ibid.*, col.1.13.

(21) European Union (Withdrawal) Bill (HC Bill 5) この法律案作成の経緯、主な内容及び当時の評価については、田村祐子「【イギリス】EU離脱法案」『外国の立法』No.273-1, 2017.10, pp.14-15. <<https://doi.org/10.11501/10978297>> を参照。

(22) “European Union (Withdrawal) Act 2018,” 2019.8.28. UK Parliament Website <<https://bills.parliament.uk/bills/2045>>

(23) 2019年3月29日午後11時を指す(第20条第1項)。

(24) 英国は「二元主義(dualist)」国家であるため、立法によって英国法に条約を編入しない限り、英国内において条約の効力を生じさせることができないとされている。このため、英国内において条約であるEU法に効力を与えるためには、EU法に効力を与える旨を規定する1972年法を制定する必要があった。*Explanatory Notes: European Union (Withdrawal) Act 2018*, 2018, p.6. <[https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2018/16/pdfs/ukpgaen\\_20180016\\_en.pdf](https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2018/16/pdfs/ukpgaen_20180016_en.pdf)>

(25) *ibid.*, pp.7, 20.

(26) *ibid.*, pp.7-8.

(27) EU規則は詳細な法的ルールが含まれており、全ての加盟国において法的効力を有するものである。したがって、加盟国が規制の法的効力を保障するために独自の法的ルールを設ける必要が、原則としてないこととされている。*ibid.*, p.14を参照。

(28) EU決定は、特定の個人又は加盟国を拘束するために制定され、その一部は加盟国に直接適用される。この場合、特定の実施法を制定しなくても国内で適用可能とされる。*ibid.*, p.15.

(29) EU規則、EU指令(加盟国が従わなければならない法的枠組みを定めたものである。ただし、EU規則とは異なり、国内法への編入方法については、加盟国の裁量に委ねられており、原則として直接適用されることはない。)及びEU決定に基づき、そこで定められた規定を補足、修正又は施行するために定められるものをいう。「委任法令」又は「実施法令」と呼ばれることもある。*ibid.*を参照。

これらの「保持された EU 法」の改正は、第一次立法又は 2018 年法に基づき権限が委任された第二次立法<sup>(30)</sup>により行わなければならないこととされた(第 7 条第 2 項～第 4 項)。また、直接 EU 立法の改正につき、厳格な手続が定められた(附則第 8)。

### (3) EU 法上の権利、義務等の有効性の確保

1972 年法第 2 条第 1 項では、EU 法上認められている権利、義務等のうち加盟国内で直接法的効力を有するものは、英国内においても効力がある旨を定めていた。2018 年法第 4 条第 2 項により、EU 離脱の日以降もこれらの権利、義務等が有効であることとされた。

また、2018 年法第 5 条では、基本権憲章<sup>(31)</sup>が EU 離脱の日以降には英国法の一部ではない旨が定められた(第 4 項)。その一方、同憲章が「新たな権利を創設したのではなく、既存の EU 法上の権利や法原則(rule of law)を再確認した(reaffirmed)ものである」<sup>(32)</sup>ことから、同憲章が英国法の一部でなくなったことがこれら既存の EU 法の権利や法原則の効力に影響を及ぼさないことを明確化する規定が設けられた(同条第 5 項)。

### (4) EU 法の優越性の原則の適用

EU 法の優越性の原則とは、EU 法が EU 加盟国の法体系において上位の法源としての地位を有することをいい、加盟国の国内法が EU 法と矛盾していると判断された場合、EU 法が優先して適用されることを意味する<sup>(33)</sup>。2018 年法第 5 条第 1 項では、この原則について、EU 離脱の日以降に制定された制定法や形成された法原則には適用されないことが定められた。

その反面、EU 離脱の日の前に制定された制定法や形成された法原則には EU 法の優越性の原則が適用され(2018 年法第 5 条第 2 項)、さらに、これらの制定法又は法原則を改正する規定について、EU 法の優越性の原則の適用が改正の意図と一致する場合には、その適用を妨げるものではないものと定められた(同条第 3 項)。

### (5) 裁判所等における EU 判例法の拘束性

2018 年法第 6 条では、裁判所及び審判所(以下「裁判所等」)における EU 判例法の拘束性についての規定が置かれた。まず同条第 1 項では、EU 司法裁判所が EU 離脱の日以降に下した判決等に裁判所等が拘束されないこととされた。他方、同条第 2 項では、EU 離脱の日以降に EU 司法裁判所が下した判決等を裁判所等が考慮することは可能とされた。また、同条第 3 項では、保持された EU 法の解釈については、EU 離脱の日の前に存在した EU 判例法及び EU 法の一般原則<sup>(34)</sup>に従うこととされた。なお、EU 離脱の日の前に存在した EU 判例法は、EU

(30) 英国議会が制定した法律により付与された権限により大臣等によって制定される法をいい、法律が施行され、日常的に運用されるための実際的なツールを提供するものである。法律の施行日を定めたり、法律を改正したりするためにも用いられる。“What is Secondary legislation?” UK Parliament Website <<https://www.parliament.uk/about/how/laws/secondary-legislation/>>

(31) Charter of Fundamental Rights of the European Union, 2012/C 326/02.

(32) *Explanatory Notes: European Union (Withdrawal) Act 2018*, op.cit.(24), p.26.

(33) *Explanatory Notes: Retained EU Law (Revocation and Reform) Act 2023*, 2023, p.14. <[https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2023/28/pdfs/ukpgaen\\_20230028\\_en.pdf](https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2023/28/pdfs/ukpgaen_20230028_en.pdf)>

(34) general principle of EU law. EU の機関及び EU 加盟国が遵守することを求められる EU 法の一部を成す法原則であり、EU 司法裁判所及び EU 加盟国の国内裁判所において EU 法の観点からの立法措置及び行政措置の適法性を判断する際に適用されるものである。具体的には、比例原則、基本権の保護などを指す。ibid., p.15 を参照。

離脱の日の後に EU 司法裁判所が判例変更を行ったとしても、英国最高裁判所又は最高司法裁判所<sup>(35)</sup>（以下「上告裁判所」）が判例変更を行わない限り、上告裁判所以外の裁判所等を拘束し続けることとされた<sup>(36)</sup>。

他方、上告裁判所については、EU 判例法にも EU 法の一般原則にも拘束されないこととされた（同条第 4 項）。このため、上告裁判所は、EU 離脱の日の前に存在した EU 判例法及び EU 法の一般原則を、EU 離脱の日以降に変更することができることとされた<sup>(37)</sup>。

## (6) 立法制定権限の国務大臣への委任

EU 離脱法案の作成の際、かなりの割合の「保持された EU 法」が、EU 離脱に伴い効果的に機能しなくなるなどの欠陥が生じることが認識されていた<sup>(38)</sup>。このため、これらの欠陥を防止し、改善し、又は軽減するための規定を規則により設ける権限<sup>(39)</sup>が国務大臣に委任された（2018 年法第 8 条第 1 項）。国務大臣がこの条に基づき規則を制定できるのは、EU 離脱の日から 2 年間に限定された（同条第 8 項）。

また、国務大臣には、離脱協定（I 2(1) 及び I 3(1) を参照）を実施するための規定を規則により制定する権限も委任された（同法第 9 条第 1 項）。国務大臣は、①租税又は手数料の賦課又は増額、②遡及規定の制定、③関連する犯罪の新設、④公的機関の新設及び⑤ 1998 年人権法<sup>(40)</sup> 又はその下位法令の改正、廃止又は無効化の 5 項目を除き、離脱協定を実施するために適切と思われる内容の法令を制定できることとされた（同条第 2 項、第 3 項）。国務大臣がこの条に基づき規則を制定できるのは、EU 離脱の日までに限定された（同条第 4 項）。

## 3 2023 年法の制定までの経緯

### (1) EU 離脱の日の 3 度の延長

このように、2018 年法により、EU 離脱に伴い生じる英国法への大きな影響を当面回避することができた。ただし、離脱協定の英国内での制定手続が難航したことから、同法第 20 条第 4 項に基づき、国務大臣が規則により、英国議会の承認を得て、同法第 20 条第 1 項に定める EU 離脱の日を 3 度改め、EU 離脱の日は最終的に 2020 年 1 月 31 日午後 11 時とされた<sup>(41)</sup>。なお、離脱協定<sup>(42)</sup> は、2019 年 10 月 17 日に合意され、2020 年 2 月 1 日に発効した<sup>(43)</sup>。

(35) High Court of Justiciary. スコットランドの刑事最高裁判所に相当する裁判所である。 *ibid.*, p.27.

(36) *Explanatory Notes: European Union (Withdrawal) Act 2018, op.cit.*(24), pp.27-28.

(37) ただし、判例を変更するためには、自国の判例法の変更の場合と同じテストを適用しなければならないこととされた（2018 年法第 6 条第 5 項）。例えば、英国最高裁判所の場合、判例変更することが「正しいと見られる場合」に変更を可能とすることが「実務声明（political practice）」に定められている。 *ibid.* 「実務声明」とは、1996 年に、当時の英国の上告裁判所の役割を担っていた貴族院が発出したものであり、自らの先例に拘束される旨を宣言した 1898 年以来の厳格な先例拘束性を緩和することを内容とする。貴族院に代わり上告裁判所となった英国最高裁判所も、2010 年にこの実務声明が自身にも適用されることを確認した。戒能通弘・竹村和也『イギリス法入門—歴史、社会、法思想から見る—』法律文化社, 2018, pp.72-73.

(38) *ibid.*, p.9. 欠陥の具体例については、 *ibid.*, pp.9-10 を参照。

(39) この権限により対処できるとする欠陥については、① EU 離脱の後に実質的に適用されない規定、② EU の機関などが英国に代わって EU が現在遂行している職務に関する規定、③英国と他の加盟国との間の相互協定及び権利に関する規定のうち、もはや実施されていないもの又は実施することがもはや適切ではないもの、④ EU 条約を通じたものを含むその他の協定及び権利であって、もはや実施されていないもの又は実施することがもはや適切ではないもの及び⑤もはや適用されない EU の委任立法が挙げられている。 *ibid.*, p.29 を参照。

(40) Human Rights Act 1998 (c.42)

(41) The European Union (Withdrawal) Act 2018 (Exit Day) (Amendment) (No. 3) Regulations 2019 (N.1423)

## (2) 「移行期間」中の1972年法の効力の継続

2020年1月23日、離脱協定の実施等を目的とする2020年EU（離脱協定）法<sup>(44)</sup>が制定された。離脱協定第126条による「移行期間（implementation period）」とされるEU離脱の日から2020年12月31日午後11時（「移行期間満了日」）までの期間については、1972年法の廃止後も同法の効力が継続することとした（第1条）。

## (3) EU判例法に拘束されない裁判所等の上訴裁判所への拡張

2020年12月9日、政府は、上訴裁判所<sup>(45)</sup>についても上告裁判所と同様、原則としてEU判例法に拘束されない旨を定めた規則<sup>(46)</sup>を制定した。

## (4) 革新、成長及び規制改革に関する提言を受けた見直し

2021年5月、EU離脱により新たに獲得した規制改革の裁量を通じて革新、成長及び競争力の促進策について首相に提案するタスクフォース<sup>(47)</sup>は、首相に対して提言を行い、保持されたEU法に関連して次の2項目の提言を行った<sup>(48)</sup>。①保持された主要EU立法の改正に関する制約（I 2(2)参照）を改め、改正権限の委譲を進めるべきである。②保持されたEU法の解釈に関する裁判所等に課された制約（I 2(5)参照）の緩和を進めるべきである。

同年9月16日、政府はこの提言に対する回答をタスクフォースに示した。その中には、保持されたEU法の将来の見直しに関する具体的な見直しが含まれていた<sup>(49)</sup>。そのため政府は、保持されたEU法の見直しに着手した。

2022年1月、政府は、政策文書「ブレグジットの恩恵—英国はEU離脱をどのように活用しているか—」を公表し、保持されたEU法に関連して次の施策を実行することを示した<sup>(50)</sup>。①英国の優先事項と合致するよう保持されたEU法を見直す。②保持されたEU法の改正手続をより簡素化する。そのため、保持されたEU法の法的位置付けを見直す。③保持されたEU法を分類し、その後の変更状況を含めて国民がアクセスできるようにする。④EU法の優越性の原則、EU判例法、EU法の一般原則等の取扱いを見直す。⑤将来的に、英国にとって適切でない全てのEU法を改正し、置き換え、又は廃止する。

---

(42) Agreement on the withdrawal of the United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland from the European Union and the European Atomic Energy Community (2019/C 384 I/01) OJ C 384I, 2019.11.12, pp.1-177.

(43) “The EU-UK Withdrawal Agreement.” European Commission Website <[https://commission.europa.eu/strategy-and-policy/relations-united-kingdom/eu-uk-withdrawal-agreement\\_en](https://commission.europa.eu/strategy-and-policy/relations-united-kingdom/eu-uk-withdrawal-agreement_en)>

(44) European Union (Withdrawal Agreement) Act 2020 (c.1) この法律の制定の背景及び骨子については、芦田淳「【イギリス】EU離脱協定法の制定—EU法適用に関する措置等—」『外国の立法』No.283-2, 2020.5, pp.16-17. <<https://doi.org/10.11501/11488109>>を参照。

(45) イングランド及びウェールズの控訴院など、上訴を管轄する裁判所をいう。規則（後掲注(46)）第3項において7つの類型が定められている。

(46) The European Union (Withdrawal) Act 2018 (Relevant Court) (Retained EU Case Law) Regulations 2020 (No.1525)

(47) 2021年2月に発足した「革新、成長及び規制改革タスクフォース（Taskforce on Innovation, Growth and Regulatory Reform）」であり、3名の保守党議員から成る。Duncan Smith et al., *Taskforce on Innovation, Growth and Regulatory Reform*, 2021.5. <[https://assets.publishing.service.gov.uk/media/60c99a42d3bf7f4bd842e34a/FINAL\\_TIGRR\\_REPORT\\_\\_1\\_.pdf](https://assets.publishing.service.gov.uk/media/60c99a42d3bf7f4bd842e34a/FINAL_TIGRR_REPORT__1_.pdf)>

(48) *ibid.*, pp.21-22, 28.

(49) Lord Frost, “[Letter from Lord Frost to Sir Iain Duncan Smith on the Taskforce on Innovation, Growth and Regulatory Reform],” 2021.9.16. <[https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment\\_data/file/1018389/Letter\\_from\\_Lord\\_Frost\\_to\\_Sir\\_Iain\\_Duncan\\_Smith\\_on\\_the\\_Taskforce\\_on\\_Innovation\\_\\_Growth\\_and\\_Regulatory\\_Reform.pdf](https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/1018389/Letter_from_Lord_Frost_to_Sir_Iain_Duncan_Smith_on_the_Taskforce_on_Innovation__Growth_and_Regulatory_Reform.pdf)>

(50) HM Government, *The benefits of Brexit: How the UK is taking advantage of leaving the EU*, 2022.1, pp.30-33. <[https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment\\_data/file/1054643/benefits-of-brexite.pdf](https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/1054643/benefits-of-brexite.pdf)>

## (5) 「保持された EU 法ダッシュボード」の開設

2022 年 6 月、英国政府は、保持された EU 法を一覧化した「保持された EU 法ダッシュボード (Retained EU law dashboard)」(以下「ダッシュボード」) を開設した。ダッシュボードには、英国政府の各機関によって特定された 2,417 件の保持された EU 法の状況(維持、改正又は廃止)に関する情報が掲載され、一般公衆が自由にアクセスできるようになった<sup>(51)</sup>。

## (6) 保持された EU 法(無効化及び刷新)法案の提出から制定までの経過

2022 年 9 月 22 日、保持された EU 法(無効化及び刷新)法案<sup>(52)</sup> が下院に提出され、2023 年 1 月 18 日に下院を、同年 5 月 22 日に一部修正の上で上院を通過した。その後下院と上院を行き来した上で、同年 6 月 26 日、上院は下院の判断を了承することを議決し、同月 29 日の国王の裁可により、2023 年法として制定された。

## II 2023 年法の概要

### 1 構成及び施行日

2023 年法は、8 つの見出し項目の下に置かれた 23 か条及び附則 5 編から成る。施行日は、①制定日当日(第 1 条、第 2 条、第 5 条(第 3 項を除く。)、第 7 条、第 9 条～第 17 条、第 19 条～第 23 条及び附則第 3～第 5)、②制定日から 2 か月後(第 18 条)及び③国務大臣が規則により指定する日(その他の条項)の 3 通りとなる。2025 年 1 月 21 日現在、第 6 条を除き全て施行されている<sup>(53)</sup>。以下では主な内容を解説する。

### 2 EU 由来の第二次立法及び直接 EU 立法の無効化

I 2(2) で述べたとおり、移行期間満了日(I 3(2) 参照)の時点で有効な EU 法は、2018 年法により、保持された EU 法として英国法の中に存続することとなった。この保持された EU 法のうち、①EU 由来の国内立法であって第二次立法であるもの(EU 由来の第二次立法)及び②直接 EU 立法は、2023 年法第 1 条により、2023 年末に無効化(revocate)された。この条により無効化される 587 件<sup>(54)</sup>の保持された EU 法の一覧表が、附則第 1 に収載された。

### 3 EU 法上の権利、義務等の無効化

I 2(3) で述べたとおり、2018 年法第 4 条により、移行期間満了日の時点で EU 法上認めら

(51) Department for Business and Trade, “Retained EU law and assimilated law dashboard,” 2022.6.22 (last updated 2024.7.23). GOV.UK Website <<https://www.gov.uk/government/publications/retained-eu-law-dashboard>>

(52) Retained EU Law (Revocation and Reform) Bill (Bill 156)

(53) 附則第 1 は 2023 年末の直前に、第 3 条、第 4 条、第 5 条第 3 項、第 8 条及び附則第 2 は 2024 年 1 月 1 日に、それぞれ施行することとされた(The Retained EU Law (Revocation and Reform) Act 2023 (Commencement No. 1) Regulations 2023 (No.1363) 第 2 条及び第 3 条)。残りの第 6 条は 2025 年 1 月 21 日現在未施行である。The Retained EU Law (Revocation and Reform) Act 2023 (Commencement No. 2 and Saving Provisions) Regulations 2024 (revoked) (No.714) (以下「規則第 714 号」) 第 2 条において 2024 年 10 月 1 日が施行日とされたが、The Retained EU Law (Revocation and Reform) Act 2023 (Commencement No. 2 and Saving Provisions) (Revocation) Regulations 2024 (No.976) 第 2 条により規則第 714 号が廃止されてしまったためである。

(54) Graeme Cowie, “Retained EU Law (Revocation and Reform) Act 2023,” *Briefing Paper*, No.9841, 2023.7.28, p.23. <<https://researchbriefings.files.parliament.uk/documents/CBP-9841/CBP-9841.pdf>>

れていた権利、義務等のうち加盟国内で直接法的効力を有するものは、その後も引き続き有効とされていた。2023年法第2条により2018年法第4条が廃止され、これらの権利、義務等も、2023年末に無効化された。

#### 4 保持されたEU法の英国法への同化

2023年法第3条～第5条は、保持されたEU法のうち同法第1条により無効化されたものを除いたもの、すなわち、①EU由来の国内法のうち第一次立法であるもの、②①以外のEU由来の国内法であって失効していないもの及び③直接EU立法であって失効していないものの、英国法への「同化 (assimilation)」について定めたものである。具体的には次のとおりである。

始めに、保持されたEU法の解釈ルールとして適用されていたEU法の優越性の原則 (I 2(4)参照) 及びEU法の一般原則 (I 2(5)参照) を撤廃 (abolition) した (第3条、第4条)。これにより、①～③に該当する保持されたEU法の解釈において、これらの原則が適用されなくなった。ただし、英国政府には、特定の制定法について、国内制定法よりも特定の保持された直接EU立法の規定を優先して適用させることを、規則により定めることが認められた<sup>(55)</sup>。なお、この規則は、2026年6月23日の後には制定できないこととされた (第7条)。

次に、保持されたEU法に関する用語の名称を変更し<sup>(56)</sup> (第5条)、この変更によって改正が必要となる法令につき、その改正内容を定めた (附則第2)。なお、この変更は、あくまでも象徴的なものであり、内容的な変更を意味するものではないとされる<sup>(57)</sup>。

#### 5 裁判所等におけるEU判例法の解釈ルールの見直し

2023年法第6条は、裁判所等におけるEU判例法の解釈ルールに関する規定を見直し、①上訴裁判所がEU判例法に原則として拘束されない旨 (I 3(3)参照) の2018年法への明文化、②上告裁判所及び上訴裁判所 (以下「上級裁判所」) がEU判例法を変更する際に特に考慮すべき要件の設定 (以上が2018年法第6条の改正による。) 並びに③下級裁判所等 (裁判所等のうち上級裁判所を除いたものをいう。) が係属中の裁判に関するEU判例法上の論点について上級裁判所に照会する制度の導入 (同法第6A条の新設) がなされた。また、③に関連して、④法務官<sup>(58)</sup> による上級裁判所への照会制度の導入 (同法第6B条の新設) 及び⑤EU判例法からの逸脱が争点となっている訴訟への法務官の参加制度の導入 (同法第6C条の新設) もなされた。

#### 6 保持されたEU法の改正手続の簡素化

I 2(2)で述べたとおり、保持されたEU法の改正には、厳格な手続が定められていた (2018年法附則第8)。2023年法第9条では、この2018年法附則第8を改正し、例えば、第二次立法の改正は第一次立法の制定権限を有する者が行う必要があったところ、第二次立法の制定権限を有する者であっても改正可能とされた (同第3条の改正)。また、保持された直接EU立法の改正には第一次立法の改正に適用される議会審査手続が必要とされていたところ、国内の第

(55) この措置に伴い、国内制定法が保持された直接EU立法と適合していない場合において、「不適合命令」を下すことを裁判所等に義務付ける規定が、2018年法に新設された (2023年法第8条)。

(56) 例えば、「保持された直接EU立法」が「同化された直接立法」に変更された。

(57) Cowie, *op.cit.*(54), p.33.

(58) イングランド及びウェールズ担当法務長官、スコットランド担当法務長官及び北アイルランド担当法務長官をいう (改正後の2018年法第6B条第8項)。

二次立法の改正に適用される手続を経れば足りることとされた(同第4条の改正)。これにより、保持された EU 法の「実質的な格下げ」が行われ、従来は第一次立法の扱いがされていた保持された直接 EU 立法が、この改正により、第二次立法の扱いがされるようになった<sup>(59)</sup>。

また、2018 年法の制定過程において設けられた、1972 年法第 2 条第 2 項に基づき制定された第二次立法を改正し、又は無効化するための法令に対する議会の精査のための手続が廃止された(2023 年法第 10 条)。

## 7 保持された EU 法に関連する第二次立法の制定権限の国の機関への委譲

独立した主権国家として進展する英国のニーズを、もはや EU 法が正確に満たしていない<sup>(60)</sup>として、2023 年法では、第二次的な保持された EU 法<sup>(61)</sup>を書き換え (restate) (第 11 条)、失効した保持された EU 由来の権利、義務等を書き換え、又は再設定し (第 12 条)、第二次的な保持された EU 法を無効化し、若しくは転換し (第 14 条)、又は更新する (第 15 条) 権限が、関連する国の機関<sup>(62)</sup>に委譲された。

また、関連する国の機関には、2023 年法の施行に伴い適当と判断するような規定を規則により制定する権限も委譲された (第 19 条)。

## 8 ダッシュボードの更新並びに報告書の公表及び提出

これまでダッシュボード (I 3(5) 参照) は、法的な裏付けがないまま作成されていた。2023 年法に関する上院における法案審議の段階において、政府が進める保持された EU 法に係る取組を定期的に精査するためにも法定化すべきとの主張がなされ、その主張を反映した修正案が上院に提出され、最終的に同法第 17 条として組み込まれた<sup>(63)</sup>。同条では、国務大臣に対してダッシュボードの半年ごとの更新が義務付けられた。また、保持された EU 法の無効化及び刷新に関する報告書を公表し、議会に提出することも義務付けられた。

## おわりに

I で示した経過を経て、2017 年 3 月から懸案となっていた英国の法的な観点からの「離脱」が、制度上は完了した。ただし、2024 年 7 月 23 日に更新されたダッシュボード<sup>(64)</sup>によれば、6,735 件の同化法のうち未着手のものが 4,370 件と、約 2/3 弱を占めており、規制改革のために改正手続を簡素化した成果が十分いかされていない結果となっている。2024 年 7 月の政権交代がこの法的な観点からの「離脱」にどのような影響を及ぼすかを注視していきたい。

(みなみ りょういち)

(59) *Explanatory Notes: Retained EU Law (Revocation and Reform) Act 2023, op.cit.*(33), p.10.

(60) *ibid.*

(61) ①第一次立法ではない保持された EU 法及び②第一次立法である保持された EU 法であって、その条文が第二次立法により追加されたものをいう (2023 年法第 11 条第 2 項)。

(62) ①国務大臣、②権限を委譲された機関及び③ 1 以上の②の機関と共同で職務を遂行する国務大臣をいう (2023 年法第 21 条第 1 項)。

(63) Cowie, *op.cit.*(54), pp.55-56.

(64) Department for Business and Trade, *op.cit.*(51).



# 2023 年保持された EU 法（無効化及び刷新）法

Retained EU Law (Revocation and Reform) Act 2023 (c.28)

国立国会図書館 調査及び立法考査局

専門調査員 海外立法情報調査室主任 南 亮一 訳

## 【目次】

- 保持された EU 法の失効（第 1 条・第 2 条）
- 保持された EU 法の同化（第 3 条～第 5 条）
- 保持された EU 法の解釈及び効力（第 6 条～第 8 条）
- 保持された EU 法の改正（第 9 条～第 10 条）
- 保持された EU 法及び同化法に関する権限（第 11 条～第 16 条）
- 保持された EU 法のダッシュボード及び報告（第 17 条）
- 事業影響目標（第 18 条）
- 最終規定（第 19 条～第 23 条）
- 附則第 1 従位立法及び保持された EU 立法の失効 [略]
- 附則第 2 「同化法」：施行に伴う改正 [略]
- 附則第 3 特定の保持された EU 法の改正 [略]
- 附則第 4 規則：権限委譲機関の権限の制限 [略]
- 附則第 5 規則：手続 [略]

## 保持された EU 法 [retained EU law] の失効 [sunset]

### 第 1 条 EU に由来する従位立法 [EU derived subordinate legislation] 及び保持された直接 EU 立法 [retained direct EU legislation] の失効

- (1) 附則第 1 に掲載された立法は、この附則において指定された範囲について、2023 年末に無効化される。
- (2) この附則においては、次に掲げる立法が掲載される。
  - (a) 第 1 部には、従位立法が掲載される。
  - (b) 第 2 部には、保持された直接 EU 立法が掲載される。
- (3) 第 1 項による単一の命令 [an instrument] 又は単一の命令の単一の規定 [a provision of an instrument] の無効化は、当該命令又は当該規定によって別の制定法 [enactment] に対して行われた改正には影響しない。
- (4) 第 1 項は、関連する国の機関によって制定された規則 [regulation] に定められたいかなる規定 [anything]<sup>(1)</sup> にも適用されない。

\* この翻訳は、Retained EU Law (Revocation and Reform) Act 2023 (c.28) <<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2023/28/enacted/data.pdf>> を訳出したものである。[ ] 内の語句は、原語又は訳者による補記である。本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2025 年 1 月 21 日である。

(1) 周知のとおり、anything、nothing 及び thing に含まれる thing は、「もの」「物」「事」「事物」を表す語であるが、文脈上「規定」と訳すことが適切なものについては、原語を補記した上で「規定」と訳した。

(5) いかなる規則も、2023年10月31日の後は、第4項に基づいて制定することができない。

## 第2条 保持されたEUの権利、権限、責任等の失効

(1) 2018年EU（離脱）法<sup>(2)</sup>第4条（1972年欧州共同体法<sup>(3)</sup>第2条第1項に基づく権利、権限、責任等の適用除外 [savings]）は、2023年末に廃止される。

(2) したがって、この条により2023年末の直前に保持されたEU法とされたあらゆる規定 [anything] は、その時点以降、国内法上は承認されず、又は利用でき（ず、したがって、執行されず、許可されず、又は遵守されない）。

## 保持されたEU法の同化

### 第3条 EU法の優越性の撤廃 [abolition]

(1) 2018年EU（離脱）法第5条（適用除外及び編入 [incorporation] の例外）第1項の前に次の3項を加える。

「(A1) EU法の優越性の原則<sup>(4)</sup>は、国内法の一部ではない。

前段の規定は、2023年末の後は、いかなる制定法又は法原則 [rule of law]（[議会により] 制定され、又は[行政府により] 制定された時期を問わない。）に関しても適用される。

(A2) 保持された直接EU立法の規定は、次の要件に従う。

(a) 可能な限り、全ての国内の制定法に適合する方法で解釈され、効力を与えられなければならない。

(b) 全ての国内の制定法に適合しない場合は、これらの制定法に従う。

(A3) 第A2項は、次に掲げる規定に従う。

(a) 2018年データ保護法<sup>(5)</sup>第186条（データ主体の権利並びにその他の禁止及び制限）

(b) 2023年保持されたEU法（無効化及び刷新）法第7条第1項に基づく規則

(2) 同条の末尾に次の1項を加える。

「(8) この条において「国内の制定法」とは、保持された直接EU立法で構成される制定法以外のものを意味する。」

(3) 第1項の施行に伴い、2018年EU（離脱）法を次のように改正する。

(a) 第5条を次のように改める。

(i) 第1項から第3項まで<sup>(6)</sup>を削る。

(2) European Union (Withdrawal) Act 2018 (c.16) この法律の概要については、芦田淳「【イギリス】2018年EU離脱法の成立」『外国の立法』No.277-1, 2018.10, pp.12-13. <<https://doi.org/10.11501/11165028>> を参照。

(3) European Communities Act 1972 (c.68) 全訳には、矢頭敏也・八木保夫「英国の1972年欧州共同体法（資料）」『比較法学』13巻2号, 1979.3, pp.228-165. <<https://www.waseda.jp/foi/asset/uploads/2014/05/A04408055-00-013020228.pdf>> があり、本稿における同法の訳出において参照した。

(4) The principle of the supremacy of EU law. EU法がEU加盟国の法体系において上位の法源としての地位を有することをいい、加盟国の国内法がEU法と矛盾していると判断された場合、EU法が優先して適用されることになる。移行期間満了日（2020年12月31日午後11時をいう（2020年EU（離脱協定）法第39条第1項。）以降も、2018年EU（離脱）法（以下「2018年法」）第5条等に基づき、2020年12月31日までに制定された国内の立法との関係において適用されていた。Explanatory Note: Retained EU Law (Revocation and Reform) Act 2023, 2023, p.14. <[https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2023/28/pdfs/ukpgaen\\_20230028\\_en.pdf](https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2023/28/pdfs/ukpgaen_20230028_en.pdf)> を参照。

(5) Data Protection Act 2018 (c.12)

(6) 移行期間満了日の前に制定された法令について、移行期間満了日以降もEU法の優越性の原則が適用される旨を定めた規定である。

- (ii) 第7項中「第1項」を「第A1項」に改める。
- (b) 第7条第5項a号中「第1項から第3項まで」を「第A1項から第A3項まで」に改める。
- (c) 附則第1中第5条第2項を削る。

#### 第4条 EU法の一般原則の撤廃

- (1) 2018年EU（離脱）法を次のように改正する。
- (2) 第5条（適用除外及び編入の例外）を次のように改める。
  - (a) 第3条第1項により加えられた第A3項の次に次の1項を加える。  
「(A4) EU法の一般原則<sup>(7)</sup>は、2023年末の後は、国内法の一部ではない。」
  - (b) 第5項<sup>(8)</sup>を削る。
- (3) 第6条（解釈）を次のように改める。
  - (a) 第3項a号から「及び保持されたEU法の一般原則」を削る。
  - (b) 第7項から「保持されたEU法の一般原則」の定義を削る。
- (4) 第7条第5項b号（保持されたEU法の位置付け）から「及び保持されたEU法の一般原則」を削る。
- (5) 第21条第1項（定義された表現の索引）の表から「保持されたEU法の一般原則」の項目を削る。
- (6) 附則第1（適用除外及び編入の例外に関する追加規定）から、第2条及び第3条（EU法の一般原則）並びにこれらの条の前のイタリック体の見出し [italic heading] を削る。
- (7) 附則第8第39条（適用除外及び編入に関連する特定の例外に関する経過規定）を次のように改める。
  - (a) 第1項中「[第1 [条] から [第4 [条] まで]」を「[第1 [条] 及び [第4 [条]]」に改める。
  - (b) 第2項中「[第1 [条] から [第4 [条] まで]」を「[第1 [条] 及び [第4 [条]]」に改める。
  - (c) 第3項中「第3条及び [第4条]」を「[第4条]」に改める。
  - (d) 第4項中「[第1 [条] から [第4 [条] まで]」を「[第1 [条] 及び [第4 [条]]」に改める。
  - (e) 第5項及び第6項を削る。

#### 第5条 「同化法」

- (1) 2023年末の後の全ての期間については、左欄に掲げられた用語 [thing]<sup>(9)</sup> は、右欄の名称によって識別される。

(7) general principle of EU law. EUの機関及びEU加盟国が遵守することを求められるEU法の一部を成す法原則であり、EU司法裁判所及びEU加盟国の国内裁判所においてEU法の観点からの立法措置及び行政措置の適法性を判断する際に適用されるものである。具体的には、比例原則、基本権の保護などを指す。2018年法第6条第3項に基づき、移行期間満了日の前にEU司法裁判所の判例によって確立されたEU法の一般原則に適合するように保持されたEU法を解釈することを要求することにより、移行期間満了日以降もEU法の一般原則が英国国内で有効となっていた。Explanatory Notes: Retained EU Law (Revocation and Reform) Act 2023, op.cit.(4), pp.15-16を参照。

(8) EU法の一般原則に含まれる基本権及び法原則等が移行期間満了日以降も英国の国内法において適用される旨を定めた規定である。

(9) 前掲注(1)でも述べたとおり、thing(s)は、「もの」「物」「事」「事物」を表す語であるが、このように訳すと意味が通らないことから、この法律のExplanatory Notes (Explanatory Notes: Retained EU Law (Revocation and Reform) Act 2023, op.cit.(4))の第5条の解説(pp.17-18)においてterm(s)という語が使われていることに鑑み、第5条のthing(s)については、あえて「用語」と訳した。

2023 年以前	2023 年末の後
保持された EU 法	同化された法
保持された判例法	同化された判例法
保持された直接 EU 立法	同化された直接立法
保持された直接下位 EU 立法	同化された直接下位立法
保持された直接主要 EU 立法	同化された直接主要立法
保持された国内判例法	同化された国内判例法
保持された EU 判例法	同化された EU 判例法
保持された EU の義務	同化された義務
CAP の直接支払制度を管理する保持された EU 法	CAP の直接支払制度を管理する同化された法
保持された直接 EU CAP 立法	同化された直接 CAP 立法

- (2) したがって、2023 年末以前の全ての期間については、右欄に掲げられた用語は、左欄にある名称によって引き続き識別される。
- (3) 附則第 2 には、第 1 項の施行に伴う改正が含まれる。
- (4) 第 1 項の表の左欄の用語への制定法における言及は、2023 年末の後の全ての期間については、右欄の名称による当該用語への言及と解釈される。
- (5) 第 4 項は、いかなる制定法（制定法が引用される方法に関する規定を含む。）の表題又はいかなる制定法の表題への言及にも適用されない。
- (6) この条第 1 項の施行に伴う第 19 条（施行規定を制定する権限）に基づく規則により制定され得る規定には、特に次に掲げるものが含まれる。
- (a) 第 1 項の表に記載する用語 [things] に関連する用語 [things] について、当該表に記載を追加する規定（及びそれらの用語 [things] についての定義を第 7 項に追加する規定）
- (b) 用語 [thing] の名称が第 1 項により（第 19 条に基づく規則による場合も含む。）変更されたことに伴い制定法を改正する規定
- (7) この条において、次の各段落に掲げる用語の意義は、当該各段落に定めるところによる。「保持された判例法」、「保持された国内判例法」及び「保持された EU 判例法」は、2018 年 EU（離脱）法第 6 条第 7 項（この法律が制定された日に施行される。）により定められる意義<sup>(10)</sup>による。
- 「保持された EU 法」、「保持された直接 EU 立法」、「保持された直接下位 EU 立法」、「保持された直接主要 EU 立法」及び「保持された EU の義務」は、1978 年解釈法<sup>(11)</sup> 附則第 1（この法律が制定された日に施行される。）により定められる意義<sup>(12)</sup>による。

(10) 同項には、次のとおり定められている。

「保持された判例法」：①保持された国内判例法及び②保持された EU 判例法をいう。

「保持された国内判例法」：移行期間満了日の前までに制定等された保持された EU 法、保持された直接 EU 立法及び EU 関係の諸条約により認められた権利、権限、義務等に関し、①英国の裁判所又は審判所（tribunal）によって定められたあらゆる法原則及び②英国の裁判所又は審判所のあらゆる判決のうち、移行期間満了日の直前に効力を有していたものをいう。

「保持された EU 判例法」：移行期間満了日の前までに制定等された保持された EU 法、保持された直接 EU 立法及び EU 関係の諸条約により認められた権利、権限、義務等に関し、① EU 司法裁判所によって定められたあらゆる法原則及び② EU 司法裁判所のあらゆる判決のうち、移行期間満了日の直前に効力を有していたものをいう。

(11) Interpretation Act 1978 (c.30)

(12) この法律附則第 2 第 2 条第 6 項 e 号により削除される前の 1978 年解釈法附則第 1 には、これらの用語の意義について、次のとおり定めていた。

「CAPの直接支払制度を管理する保持されたEU法」及び「保持された直接EU CAP立法」は、2020年農家への直接支払（法制度の継続性）法<sup>(13)</sup>第2条（この法律が制定された日に施行される。）により定められる意義<sup>(14)</sup>による。

## 保持されたEU法の解釈及び効力

### 第6条 裁判所の役割

- (1) 2018年EU（離脱）法第6条（保持されたEU法の解釈）を第2項から第7項までに定められたように改正する。
- (2) 第4項（保持された判例法に拘束されない裁判所）を次のように改める。

「保持されたEU法」：2018年法（2023年保持されたEU法（無効化及び刷新）法（以下「2023年法」）附則第2第8条により削られる前のものをいう。以下この脚注において同じ。）第6条第7項におけるもの（「移行期間満了日以降も国内法として存続するか、国内法の一部を構成するEU法をいう」と定義されている。）と同一の意義を有する。

「保持された直接主要EU立法」：2018年法第7条第6項におけるもの（①移行期間満了日の直前までに効力を有していた2018年法第3条に基づき英国法の一部とされたEU規則のうち、移行期間満了日の時点でEU第三次立法ではなかったもの又は②欧州経済領域に関する協定の附属書であって、移行期間満了日の直前までに効力を有していた2018年法第3条に基づき英国法の一部とされた直接EU立法のうち、①に該当するEU規則を参照し、又はその改正を含むものをいうと定義されている。）と同一の意義を有する。EU第三次立法とは、EU規則、EU指令及びEU決定に基づき、そこで定められた規定を補足、修正又は施行するために定められたものをいう。「委任立法」又は「実効法令」と呼ばれることもある。Explanatory Notes: European Union (Withdrawal) Act 2018, 2018, p.15. <[https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2018/16/pdfs/ukpgaen\\_20180016\\_en.pdf](https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2018/16/pdfs/ukpgaen_20180016_en.pdf)>

「保持された直接下位EU立法」：2018年法第7条第6項におけるもの（「保持された直接主要EU立法以外のあらゆる保持された直接EU立法をいう」と定義されている。）と同一の意義を有する。

「保持された直接EU立法」：2018年法第20条第1項におけるもの（「移行期間満了日の直前までに効力を有していた2018年EU（離脱）法第3条に基づき英国法に編入された直接EU立法をいう」と定義されている。）と同一の意義を有する。

なお、「直接EU立法」については、2018年法第3条第2項において、①移行期間満了日の直前までに効力を有していたあらゆるEU規則、EU決定又はEU第三次立法、②欧州経済領域に関する協定の附属書及び③同協定の第1議定書のうち、2018年法に基づき移行期間満了日以降も英国国内において効力を有するとされているものをいうと定義されている。

(13) Direct Payments to Farmers (Legislative Continuity) Act 2020 (c.2)

(14) 2020年農家への直接支払（法制度の継続性）法第2条第10項において、次のとおり定義されている。

「CAPの直接支払制度を管理する保持されたEU法」：次に掲げるEU立法であって、2020年農家への直接支払（法制度の継続性）法第1条第1項により国内法の一部となったものをいう。①一般農業政策の枠組みの中での助成制度に基づく農業者への直接支払のための規則を制定する2013年12月17日の欧州議会及び理事会指令(EU) 1307/2013（以下「直接支払規則」）（第13条を除く。）、②直接支払規則を補足する2014年3月11日の欧州委員会委任規則（EU）639/2014、③直接支払規則の適用のための手続（rule）を定める2014年7月16日の欧州委員会実施規則（EU）641/2014及び④次のEU法令のうち、CAPの直接支払制度に関する条項。(a)一般農業政策の資金援助、管理及び監視に関する2013年12月17日の欧州議会及び理事会指令1306/2013（以下「横断的規則」）、(b)横断的規則を補足する2014年3月11日の欧州委員会委任規則（EU）907/2014（当局その他の機関への支払、資金調達管理、決算、セキュリティ及びユーロの使用に関する規定に限る。）、(c)横断的規則の適用のための手続を定める2014年8月6日の欧州委員会実施規則（EU）908/2014（当局その他の機関への支払、資金調達管理、決算、監査規定、セキュリティ及び透明性に関する規定に限る。）、(d)横断的規則を補足する2014年3月11日の欧州委員会委任規則（EU）809/2014（統合的運営及び制御システム、地域開発（rural development measures）の方策並びに環境配慮要件（cross compliance）に関する規定に限る。）及び(e)横断的規則を補足する2014年3月11日の欧州委員会委任規則（EU）640/2014（統合的運営及び制御システム、支払の拒否及び取消しの要件、直接給付に適用される行政罰、地域開発策並びに環境配慮要件に関する規定に限る。）。

「保持された直接EU CAP立法」：「CAPの直接支払制度を管理する保持されたEU法」及びその従位立法（2020年農家への直接支払（法制度の継続性）法第1条第1項により英国法の一部となったものに限る。）をいう。

- (a) b号を次のように改める。
- (i) (i) 中「以外の」から「1998年」までの語句<sup>(15)</sup>を削る。
- (ii) (ii)の後に(改行して)「(適合性問題又は権限委譲問題に関する上訴裁判所 [court of appeal] として審理する場合のうち、関連する国内判例法であって保持されたEU判例法を修正し、又は適用するものがあり、かつ、当該裁判所を拘束する場合を除く。)」を加える。
- (b) ba号を次のように改める。
- 「(ba) 関連する上訴裁判所 [appeal court] は、いかなる保持されたEU判例法にも拘束されない(関連する国内判例法であって保持されたEU判例法を修正し、又は適用するものがあり、かつ、関連する上訴裁判所を拘束する場合を除く。)」
- (c) c号の後に(改行して)「第5ZA項及び第6A条から第6C条までも参照のこと。」を加える。
- (3) 第5項を次のように改める。
- 「(5) 第4項a号、b号又はba号に基づき、保持されたEU判例法から逸脱するか否かを決定するに当たり、関連する上級裁判所 [higher court] は、次に掲げる事項を(特に)考慮しなければならない。
- (a) 外国の裁判所の判決は(別段の定めがない限り)拘束していないという事実
- (b) 保持されたEU判例法に関連する状況のあらゆる変化
- (c) 保持されたEU判例法が国内法の適切な発展を制限する程度」
- (4) 同項の次に次の1項を加える。
- 「(5ZA) 上級裁判所は、次に掲げる事項を(特に)考慮した上で、適切であると判断した場合には、保持された国内判例法から逸脱することができる。
- (a) 保持された国内判例法が、裁判所が逸脱した、又は逸脱するであろう保持されたEU判例法によって決定され、又は影響される程度
- (b) 保持された国内判例法に関連する状況のあらゆる変化
- (c) 保持された国内判例法が国内法の適切な発展を制限する程度」
- (5) 第5A項から第5D項まで(保持されたEU判例法に拘束される裁判所又は審判所 [tribunal] に関する規則を制定する権限)を削る。
- (6) 第6A項の次に次の1項を加える。
- 「(6B) この条において、次の各段落に掲げる用語の意義は、当該各段落に定めるところによる。
- 「適合性問題」とは、1995年刑事手続(スコットランド)法<sup>(16)</sup>第288ZA条第2項に定められる意義<sup>(17)</sup>による。

(15) 第4項b号の「適合性問題(1995年刑事手続(スコットランド)法)第288ZA条に規定する意義の範囲内)又は権限移譲問題(1988年スコットランド法附則第6第1条に規定する意義の範囲内)に関連するもの以外の上訴裁判所としての審理」(下線は筆者による。)という文言から下線を削ることとしたものである。

(16) Criminal Procedure (Scotland) Act 1995 (c.46)

(17) 同項では、「適合性問題」について、刑事訴訟手続において生じる、①公的機関(裁判所又は審判所及び行政府)が欧州人権条約上の権利と適合しない方法で行動し、行動せず、行動しようとし、若しくは行動しないようにしたか否か又は②スコットランド議会の制定した法律若しくは法律のあらゆる規定が欧州人権条約上の権利と適合するか否かの問題をいうと定義する。

「権限委譲問題」とは、1998年スコットランド法<sup>(18)</sup> 附則第6第1条に定められる意義<sup>(19)</sup>による。

「関連する上訴裁判所」とは、次に掲げる裁判所をいう。

- (a) 軍事裁判上訴裁判所<sup>(20)</sup>
- (b) イングランド及びウェールズの控訴院
- (c) [スコットランド] 民事上級裁判所上訴部 [the Inner House of the Court of Session]
- (d) 1983年国民代表法<sup>(21)</sup> 第57条第1項b号に基づく上訴の審理を担当する法廷<sup>(22)</sup>
- (e) 土地評価上訴院 [Lands Valuation Appeal Court]
- (f) 北アイルランドの控訴院

「関連する国内判例法」とは、移行期間満了日以降に効力を有する英国の裁判所又は審判所が定めたあらゆる原則及び[英国の裁判所又は審判所が]下したあらゆる決定をいう。」

(7) 第7項中「保持された判例法」の定義の前に次の文言を挿入する。

「[上級裁判所]とは、次に掲げる裁判所をいう。

- (a) 最高裁判所
- (b) 第4項b号(i)又は(ii)に規定されているように開廷している場合の[スコットランド]最高刑事裁判所 [High Court of Justiciary]
- (c) 関連する上訴裁判所」

(8) 同法第6条の次に次の3条を挿入する。

「第6A条 下級の裁判所又は審判所による保持された判例法の照会 [reference]

(1) (上級裁判所以外の) 裁判所又は審判所は、次に掲げる要件を全て満たす場合には、保持された判例法から生じ、当該裁判所又は審判所での訴訟手続に関連する1以上の法律上の論点を照会することができる。

- (a) 当該裁判所又は審判所が保持された判例法に拘束される場合
- (b) 法律上の論点が社会一般にとって重要である [be of general public importance]<sup>(23)</sup> と

(18) Scotland Act 1998 (c.46)

(19) 同条では、「権限委譲問題」について、次のいずれかに該当する問題であって、1995年刑事手続（スコットランド）法第288ZA条第2項に定める「適合性問題」（前掲注(17)参照）に該当しないものをいうとされる。①スコットランド議会の制定した法律若しくは法律のあらゆる規定が、同議会の立法権限の範囲内か否かの問題。②いずれかの職務（いずれかの者が執行することを主張し、又は執行しようとする職務）がスコットランドの大臣、第一大臣 [First Minister] 又は法務総裁 [Lord Advocate] の職務であるか否かの問題。③スコットランド行政府の構成員によって執行することが主張され、又は執行されようとする職務が委譲された権限の範囲内であるか否かの問題。④スコットランド行政府の構成員によって執行することが主張され、又は執行されようとする職務が欧州人権条約上のいかなる権利とも不適合であるか否かの問題。⑤スコットランド行政府の構成員による行為の懈（け）怠が欧州人権条約上のいかなる権利とも不適合であるか否かの問題。⑥ある職務が委譲された権限の範囲内又はスコットランドにおいて若しくはスコットランドに関して執行可能か否かに関するその他のあらゆる問題その他留保事項に関してこの法律により生じる問題。

(20) 軍事裁判所 (Court Martial. 英国の軍務法又は軍務規律に服する者によるあらゆる犯罪を審理する権限があり、主として重大な案件が審理される裁判所) の判決のうち、一般刑法上の犯罪に関するものであって不当に寛容な内容であると法務総裁がみなした場合や、被告が軍事裁判所の判決に不服がある場合において上訴した場合に再審査を行う権限を有する裁判所である。久古聡美・林瞬介「米英仏独の軍事司法制度の概要」『調査と情報－ISSUE BRIEF－』1063号, 2019.6.27, pp.5-6. <<https://doi.org/10.11501/11298506>> を参照。

(21) Representation of the People Act 1983 (c.2)

(22) 英国における有権者登録の申請を却下する選挙登録官 (registration officer) の決定に対する申請者による不服申立てをスコットランドにおいて審理する法廷である、民事上級裁判所の裁判官3人で構成される法廷をいう。

(23) 英国において上訴裁判所は当事者に直接関係のない問題を審理することに関して極めて否定的であるところ、

当該裁判所又は審判所が判断した場合

- (2) 裁判所又は審判所は、次に掲げる場合のいずれかにおいて照会することができる。
  - (a) 職権による場合
  - (b) 訴訟当事者による申立て [application] に基づく場合
- (3) 照会は、次に掲げる裁判所に対して行われる。
  - (a) 最高裁判所の保持された判例法（の全部又は一部）に関する照会の場合は、当該裁判所
  - (b) その他の場合は、適切な上訴裁判所
- (4) 単一の法律上の論点が裁判所に照会された場合、当該裁判所は、その法律上の論点が次に掲げる要件を全て満たすと判断するときは、当該照会を受理することができる。
  - (a) 訴訟手続に関連していること。
  - (b) 社会一般にとって重要であること。
- (5) 2つ以上の法律上の論点が裁判所に照会された場合、当該裁判所は、第4項 a 号及び b 号の要件を全て満たすと判断した法律上の論点に関連する限りにおいて、当該照会を受理することができる。
- (6) 照会を受理した裁判所は、その法律上の論点を決定しなければならず、当該照会を行った裁判所又は審判所は、その裁判所又は審判所での訴訟手続に関連する限り、その決定を適用しなければならない。
- (7) 次に掲げる事項に関する裁判所又は審判所の決定に対しては、上訴はできない。
  - (a) 照会をし、又はしないこと。
  - (b) 照会を受理し、又は拒否すること。
- (8) 第6項に基づく適切な上訴裁判所の決定に対する上訴は、許可を得た場合、最高裁判所に提起することができる。
- (9) この条において、次の各段落に掲げる用語の意義は、当該各段落に定めるところによる。「適切な上訴裁判所」とは、裁判所又は審判所での訴訟手続に関して、当該訴訟手続における裁判所若しくは審判所から法律上の論点に関する上訴（又はその上訴からのあらゆる移管による上訴）が行われる場合の上訴先となる、第10項に規定する裁判所をいう。「許可」とは、決定を行った裁判所又は最高裁判所が与える許可をいう。
- (10) 第9項にいう裁判所とは、次に掲げる裁判所をいう。
  - (a) 軍事裁判上訴裁判所
  - (b) イングランド及びウェールズの控訴院
  - (c) [スコットランド] 民事上級裁判所上訴部
  - (d) 上訴裁判所として、又は1995年刑事手続（スコットランド）法第123条第1項に基づく照会<sup>(24)</sup>に関して審理を行う場合の [スコットランド] 最高刑事裁判所

---

法律上の論点が社会一般にとって重要な場合は例外となり得るとされる。例えば、上訴の中心的な争点が弁護士事務所や全国で争われる通常の訴訟において大きな問題となり得るような場合を指す。Bowman v Fels [2005] EWCA Civ 226 (08 March 2005), col.7. <<http://www.bailii.org/ew/cases/EWCA/Civ/2005/226.html>>; ニール・アンドリュース（溜箭将之・山崎昇訳）『イギリス民事手続法制』法律文化社、2012, pp.140-141.（原書名：Neil H. Andrews, *The Three Paths of Justice: Court Proceedings, Arbitration, and Mediation in England*, 2012, cham: Dordrecht, Springer, 2012.）

- (24) 刑事法院（原則として刑事裁判の第一審裁判所となる刑事裁判所）における陪審審理において有罪又は無罪の評決が出た際、法務官が法律上の論点について [スコットランド] 最高刑事裁判所に対して行う照会を指す。

- (e) 1983年国民代表法第57条第1項b号に基づく上訴の審理を担当する法廷
- (f) 土地評価上訴院
- (g) 北アイルランドの控訴院

#### 第6B条 法務官 [law officers] による保持された判例法に関する照会

- (1) この条は、次に掲げる要件を全て満たす場合に適用される。
  - (a) (上級裁判所以外の) 裁判所又は審判所での訴訟手続が終了した場合
  - (b) 当該訴訟手続に関連して、第6A条に基づく照会が行われなかった場合
  - (c) 次のいずれかに該当する場合
    - (i) 上訴が行われなかった場合
    - (ii) 上訴が上級裁判所以外の裁判所で最終的に処理された場合
- (2) 次に掲げる者は、当該訴訟手続に関連し、かつ、保持された判例法に関して生じる法律上の論点を照会することができる。
  - (a) あらゆる英国の法務官
  - (b) 関連するスコットランド立法の意義又は効力に法律上の論点に関係する場合は、[スコットランド] 法務総裁 [Lord Advocate]
  - (c) 関連するウェールズ立法の意義又は効力に法律上の論点に関係する場合は、ウェールズ法務総裁 [Counsel General for Wales]
  - (d) 関連する北アイルランド立法の意義又は効力に法律上の論点に関係する場合は、北アイルランド法務総裁 [Attorney General for Northern Ireland]
- (3) 照会は、次に掲げる日から6か月以内に行わなければならない。
  - (a) 上訴が行われなかった場合は、上訴を行うことができた最後の日
  - (b) その他の場合は、当該上訴が最終的に処理された日
- (4) 照会は、次に掲げる裁判所に対して行われる。
  - (a) 最高裁判所の保持された判例法（の全部又は一部）に関する照会の場合は、当該裁判所
  - (b) その他の場合、(第6A条により定義される) 適切な上訴裁判所
- (5) 照会先の裁判所は、当該照会を受理し、かつ、関連する法律上の論点を決定しなければならない。
- (6) いかなるそのような決定も、第1項に規定する訴訟手続の結果には影響を及ぼさない。
- (7) 第5項に基づく適切な上訴裁判所の決定に対する上訴は、許可を得た場合、最高裁判所に提起することができる。
- (8) この条において、次の各段落に掲げる用語の意義は、当該各段落に定めるところによる。「許可」とは、決定を行った裁判所又は最高裁判所が与える許可をいう。「関連する北アイルランド立法」とは、次に掲げるものをいう。
  - (a) 北アイルランド立法
  - (b) 北アイルランドの権限委譲機関によって単独で制定された従位立法
  - (c) a号又はb号の範囲内の立法により制定法に加えられたあらゆる規定 [anything]
  - (d) 次に掲げる場合における、その他の制定法の規定
    - (i) 当該規定が北アイルランド議会の法律に含まれ、かつ、当該規定が北アイルランド議会の法律案に含まれる場合において当該法律案が1998年北アイルランド法<sup>(25)</sup>第8

条に基づく国務大臣の同意<sup>(26)</sup>を得なくてもよいときにおいて、当該規定が北アイルランド議会の立法権限の範囲内である場合

- (ii) 北アイルランドの権限委譲機関が他の従位立法において単独で制定できる規定である場合

「関連するスコットランド立法」とは、次に掲げるものをいう。

- (a) スコットランド議会の法律  
(b) スコットランドの大臣、第一大臣 [First Minister] 又は [スコットランド] 法務総裁が単独で制定した従位立法  
(c) a号又はb号の範囲内の立法により制定法に加えられたあらゆる規定 [anything]  
(d) 次に掲げる場合における、その他の制定法の規定  
(i) 当該規定がスコットランド議会の法律に含まれる場合において、当該規定がスコットランド議会の立法権限の範囲内であるとき。  
(ii) スコットランドの大臣、第一大臣又は [スコットランド] 法務総裁が他の従位立法において単独で制定できる規定である場合

「関連するウェールズ立法」とは、次に掲げるものをいう。

- (a) ウェールズ議会 (Senedd Cymru) の法律 [Act or Measure]  
(b) ウェールズの大臣が単独で制定した従位立法又は 1998 年ウェールズ政府法<sup>(27)</sup>により構成されたウェールズ国民議会 [National Assembly for Wales] が制定した従位立法  
(c) a号又はb号の範囲内の立法により制定法に加えられたあらゆる規定 [anything]  
(d) 次に掲げる場合における、その他の制定法の規定  
(i) 当該規定がウェールズ議会の法律に含まれている場合において、当該規定がウェールズ議会の立法権限の範囲内であるとき (2006 年ウェールズ政府法<sup>(28)</sup> 附則第 7B に基づき課された英国の大臣 [Minister of the Crown] の同意の要件<sup>(29)</sup> は考慮することを要しない。)  
(ii) ウェールズの大臣が他の従位立法において単独で制定できる規定である場合

「英国の法務官」とは、イングランド及びウェールズ担当法務長官、スコットランド担当法務長官又は北アイルランド担当法務長官をいう。

- (9) 第 1 項 c 号 (i) 及び第 3 項の適用に当たっては、所定期間経過後の上訴の可能性は考慮することを要しない。

#### 第 6C 条 法務官による保持された判例法に関する訴訟参加

- (1) この条は、上級裁判所は保持された判例法から逸脱すべきであるという訴訟当事者の主張を、当該裁判所が検討する場合に適用される。  
(2) 次に掲げる者は、訴訟手続の通知を受ける権利を有する。  
(a) それぞれの英国の法務官

(25) Northern Ireland Act 1998 (c.47)

(26) ①例外事項を扱う規定であって、留保事項又は移転事項を扱うその他の規定に付随するもの及び②留保条項を扱う規定を含む法律案については、国務大臣の同意が必要とされる。

(27) Government of Wales Act 1998 (c.38)

(28) Government of Wales Act 2006 (c.32)

(29) 英国政府によって留保された権限等についてウェールズ議会が立法によって修正する際に英国の大臣の同意が必要とされていること (2006 年ウェールズ政府法附則第 7B 第 8 条第 1 項) を指す。

- (b) [スコットランドの] 法務総裁
  - (c) ウェールズ法務総裁
  - (d) 北アイルランド法務総裁
- (3) 次に掲げる者は、裁判所に通知をすることにより訴訟当事者として訴訟手続に参加する権利を有する。
- (a) あらゆる英国の法務官
  - (b) 関連するスコットランド立法の意義又は効力に争点に関係する場合は、[スコットランドの] 法務総裁
  - (c) 関連するウェールズ立法の意義又は効力に争点に関係する場合は、ウェールズ法務官
  - (d) 関連する北アイルランド立法の意義又は効力に争点に関係する場合は、北アイルランド法務長官
- (4) 第 3 項に基づく通知は、訴訟手続中いつでも行うことができる。
- (5) この条において、「関連する北アイルランド立法」、「関連するスコットランド立法」、「関連するウェールズ立法」及び「英国の法務官」は、第 6B 条において定められた意義を有する。」
- (9) 同法第 21 条第 1 項（定義された表現の索引）の表中の見出し語「将来関係協定」の次に次の欄を加える。

上級裁判所	第 6 条第 7 項
-------	------------

- (10) 1998 年競争法<sup>(30)</sup> 第 60A 条（競争に関する決定に関して適用される原則等）第 9 項の次に次の規定を加える。
- 「(10) 2018 年 EU（離脱）法第 6 条第 2 項から第 6 項まで（この条によって定められたものと同様の規定）は、適用しない。」

## 第 7 条 適合性

- (1) 関連する国の機関は、規則により、次に掲げる法令の間の関係性について、第 2 項が適用される（2018 年 EU（離脱）法第 5 条第 A2 項<sup>(31)</sup> は適用されない。）ことを定めることができる。
- (a) 規則に定められた、あらゆる国内の制定法
  - (b) 規則に定められた、保持された直接 EU 立法のあらゆる規定
- (2) 本項が適用される場合、第 1 項 a 号に基づき特定された国内の制定法は、次の要件に従うものとする。
- (a) 可能な限り、第 1 項 b 号により特定された保持された直接 EU 立法の規定と適合する方法で解釈され、効力を与えられなければならない。
  - (b) 当該保持された直接 EU 立法の規定と適合しない限り、当該保持された直接 EU 立法の

(30) Competition Act 1998 (c.41)

(31) 同項では、保持された直接 EU 立法のいかなる規定も可能な限り全ての国内制定法と適合するよう解釈され、かつ効力を与えられなければならない。また、国内の制定法と適合しない場合は全ての国内法の適用を受けることが定められている。

規定に従う。

- (3) 第1項に基づく規則は、制定法の改正により制定することができる。
- (4) いかなる規則も、2026年6月23日の後は、第1項に基づいて制定することができない。
- (5) この条において、「国内の制定法」とは、2018年EU（離脱）法第5条と同一の意義<sup>(32)</sup>を有する。

## 第8条 不適合命令

2018年EU（離脱）法第6C条（この法律第6条により追加されたもの）の次に次の1条を加える。

### 「第6D条 不適合命令

- (1) この条は、裁判所又は審判所が、訴訟手続の過程において、次に掲げる事項を決定する場合に、適用される。
  - (a) 保持された直接EU立法の規定が国内の制定法とも不適合であり、かつ、第5条第A2項b号に基づき国内の制定法に従うこと。
  - (b) 国内の制定法が保持された直接EU立法の規定と不適合であり、かつ、2023年保持されたEU法（無効化及び刷新）法第7条第1項に基づき保持された直接EU立法の規定に従うこと。
- (2) 裁判所又は審判所は、（当該訴訟手続に関連して有するその他の権限の行使に加え）その旨の命令（「不適合命令」）を発しなければならない。
- (3) 不適合命令には、（特に）次に掲げる内容を含めることができる。
  - (a) 特定の事例に関連するその運用における関連規定の効力を定めること。
  - (b) 当該命令の発効を遅延させること。
  - (c) 当該命令の発効の前に、関連規定の運用の効力を除去し、又は制限すること。
- (4) 不適合命令に含まれる規定には、条件を付すことができる。
- (5) この条において、次の各段落に掲げる用語の意義は、当該各段落に定めるところによる。「国内の制定法」とは、この法律第5条により定められるものと同一の意義による。「関連規定」とは、この法律第5条第A2項b号又は（該当する場合には）2023年保持されたEU法（無効化及び刷新）法第7条第1項をいう。」

## 保持されたEU法の改正

### 第9条 権限の範囲

- (1) 2018年EU（離脱）法附則第8第1部（一般的な施行規定）を第2項から第7項までに定められたように改正する。
- (2) 第3条（既存の権限による従位立法の制定等：改正）を次のように改める<sup>(33)</sup>。
  - (a) 第1項b号（及びその直前の「及び」）を削る。

(32) 保持された直接EU立法を構成する制定法以外の制定法をいう（2018年法第5条第8項）。

(33) 改正前は、従位立法を制定し、確認し、又は承認する権限を行使して保持された直接EU立法の改正等を行うことは、第一次立法に含まれる制定法を改正し、又は廃止する場合に制限されていた。この改正は、このような制限を撤廃することにより、保持された直接EU立法を改正する権限を拡大したものである。Explanatory Notes: Retained EU Law (Revocation and Reform) Act 2023, op.cit.(4), p.24を参照。

- (b) 第2項を削る。
- (3) 第4条（既存の権限による従位立法の制定等の手続）を次のように改める<sup>(34)</sup>。
- (a) 第1項から第5項までを削る。
- (b) 第6項の前に次の1項を加える。
- 「(5A) 第3条に基づき制定され、確認され、若しくは承認された（又は制定され、確認され、若しくは承認される）いかなる従位立法も、異なる権限に基づき制定された従位立法に含まれる制定法を改正し、又は廃止する場合に当該立法に適用されるものと同一の手続（もしあれば）を、[英国]議会、スコットランド議会、ウェールズ議会又は北アイルランド議会において課せられる。」
- (c) 第9項中「第一次立法に含まれる制定法の改正又は廃止」及び「改正若しくは廃止又は（場合により）」を削る。
- (d) 第10項を削る。
- (4) 第5条及び第6条を削る<sup>(35)</sup>。
- (5) 第10条及び第11条を削る（第10条の前のイタリック体の見出しは除く。）<sup>(36)</sup>。
- (6) 第12条の前に次の2条を加える。

#### 「第11A条

- (1) この条は、次に掲げる要件のいずれにも該当する従位立法の制定、確認又は承認の権限に適用される。
- (a) 本法が成立した日以降に制定されたもの
- (b) 2023年保持されたEU法（無効化及び刷新）法第9条が施行される日の前に制定されたもの
- (2) この権限は、状況から許容され、又は要求される限りにおいて、保持された直接EU立法又は第4条により保持されたEU立法とされた規定[anything]を改正（し、又は場合により改正をもたらし得る）ために行使され得るものと解釈され得る。
- (3) ただし、次に掲げる要件のいずれかを満たす場合に限り、保持された直接主要EU立法又は第4条により保持されたEU立法とされたあらゆる規定[anything]を改正（し、又は改正をもたらす）ために、保持された直接下位EU立法上の権限を第2項により行使することが可能となる。
- (a) 当該改正が次に掲げる要件の全てを満たす場合
- (i) 保持された直接主要EU立法又は第4条により保持されたEU立法とされた規定[anything]と調和していること。
- (ii) 保持された直接下位EU立法の改正に関連して補足的、付随的又はその施行に伴う

(34) 改正前は、保持された直接EU立法の改正等を行う場合には、第一次立法の改正に適用される議会による審査手続を経る必要があった。この改正により、国内の従位立法の改正に適用される手続を経ればよいこととなり、議会による審査手続が緩和された。*ibid.*, pp.24-25を参照。

(35) 第9条第2項及び第3項による2018年法附則第8第3条の改正により保持された直接EU立法の改正の制限が撤廃されたことに伴い、元々制限が設けられていなかった保持された直接下位EU立法の改正手続の特例を定めた同法附則第8第5条及び第6条の規定を削除したものである。*ibid.*, p.25を参照。

(36) この改正は、保持された直接下位EU立法を従位立法により改正するための要件及び保持された直接EU立法を従位立法により改正するための要件を定めた規定（第10条及び第11条）を削るものである。この削除と第11A条及び第11B条の新設により、保持された直接主要EU立法等と調和している等の要件を満たすことにより、保持された直接EU立法を委任立法により改正することが可能となった。*ibid.*を参照。

ものであること。

- (b) 当該権限が経過規定、暫定規定又は除外規定を制定、確認又は承認する権限である場合

#### 第11B条

- (1) この条は、2023年保持されたEU法（無効化及び刷新）法第9条が施行される日以降に制定された従位立法の制定、確認又は承認の権限に適用される。
- (2) この権限は、適用可能であり、かつ、反対の意思が表明されない限りにおいて、保持された直接EU立法又は第4条により保持されたEU立法とされた規定〔anything〕を改正（し、又は場合により改正をもたらし得る）ために行使され得るものと解釈され得る。
- (3) ただし、次に掲げる要件のいずれかを満たす場合に限り、保持された直接主要EU立法又は第4条により保持されたEU立法とされたあらゆる規定〔anything〕を改正（し、又は改正をもたらす）ために、保持された直接下位EU立法上の権限を第2項により行使することが可能となる。
- (a) 当該改正が次に掲げる要件の全てを満たす場合
- (i) 保持された直接主要EU立法又は第4条により保持されたEU立法とされた規定〔anything〕と調和していること。
- (ii) 保持された直接下位EU立法の改正に関連して補足的、付随的又はその施行に伴うものであること。
- (b) 当該権限が経過規定、暫定規定又は除外規定を制定、確認又は承認する権限である場合
- (4) 第2項の適用に当たっては、次に掲げる権限のいずれかが行使可能であると表現されているという理由だけでは、反対の意思とはならない。
- (a) 全ての制定法又は特定の種類の制定法を改正する権限
- (b) 全ての制定法又は特定の種類の制定法に対し、特定の種類の改正を行う権限
- (7) 第12条を次のように改める。
- (a) 第1項及び第2項中「第10条及び第11条」を「第11A条及び第11B条」に改める。
- (b) 第3項の次に次の2項を加える<sup>(37)</sup>。
- 「(4) 第5項は、次に掲げる場合において、当該権限に関連して適用される。
- (a) 第11A条が当該権限に関連して適用される場合
- (b) 2023年保持されたEU法（無効化及び刷新）法第9条が施行される直前に、当該権限並びに効力を有する第10条又は第11条の規定の組合せにより、保持された直接EU立法又は第4条により保持されたEU立法とされた規定〔anything〕を改正（し、又は場合により改正をもたらし得る）ために当該権限を行使することが可能であった場合
- (5) この条により定められる解釈が関係する規定により定められない場合に限り、当該権限において当該規定が引き続き存続することは、当該状況により当該権限が第11A条に基づき解釈されることが許容され、又は要求されることを妨げ（ず、したがって、

(37) この追加は、第9条第5項及び第6項により2018年法附則第8第10条及び第11条を第11A条及び第11B条に置き換えたことが、保持された直接EU立法を委任立法により改正することに影響を及ぼさないことを明示するためになされたものである。ibid.を参照。

当該権限は、2023年保持されたEU法（無効化及び刷新）法第9条が施行された日以降に第4項に定められたとおりに行使され続け得る。）」

- (8) 附則第3第1部には、特定の権限により保持された直接EU立法を改正する際に当該特定の権限に適用される議会の手続を変更する改正が含まれる。
- (9) 同附則第2部には、この条により行う改正に伴う改正が含まれる。

## 第10条 手続的要件

- (1) 2018年EU（離脱）法附則第8中、次に掲げる条を、第13条及び第14条の前のイタリック体の見出し（ただし、第15条の前のイタリック体の見出しは含まない。）を含めて削る。
- (a) 第13条（1972年欧州共同体法第2条第2項に基づき制定された従位立法を改正し、又は無効化する法令[instruments]に対する承認的手続[affirmative procedure]）
- (b) 第14条（1972年欧州共同体法第2条第2項に基づき制定された従位立法を改正し、又は無効化する法令に対する審査手続[scrutiny procedure]）
- (c) 第15条（この法律第2条第2項に基づき制定された従位立法を改正し、又は無効化する法令に対する説明文書[explanatory statements]）
- (2) 第1項による改正の施行に伴い、次のように改正される。
- (a) 2018年EU（離脱）法第7条第5項d号を次のように改める。  
「(d) 附則第8第16条（1972年欧州共同体法第2条第2項に基づき制定される従位立法を改正し、又は無効化するスコットランド法令に関する情報）」
- (b) 同法附則第8第16条第7項を次のように改める。  
「(7) この項における1972年欧州共同体法第2条第2項に基づき制定される従位立法への参照は、次に掲げるとおりとする。  
(a) この法律第2条第2項以外の規定に基づき制定された（改正の有無を問わない。）立法の規定への参照を含めない。  
(b) 当該立法がこの条に基づき制定された規定により改正される限り、この法律第2条第2項以外の規定に基づき制定された従位立法への参照を含める（ただし、同条に基づき制定された規定により改正される場合に限り、第一次立法への参照を含めない。）」
- (c) 2020年EU（離脱協定）法<sup>(38)</sup>附則第5第54条第8項から第10項までを削る。
- (3) この条による改正は、次のとおりとする。
- (a) 2018年EU（離脱）法附則第8第13条に関係する限り、この法律が成立する日の前に、法令案が英国議会の各議院（又は場合によっては庶民院だけでもよい。）に提出された場合、当該法令には適用されない。
- (b) この附則第14条に関係する限り、この法律が成立する日の前に、同条第2項に基づき法令案が公表されている場合、当該法令又は当該法令案には適用されない。
- (c) 次に掲げる場合には、この附則第15条に関係する限り、当該法令又は当該法令案には適用されない。
- (i) この法律が成立する日の前にこの条第2項又は第3項に基づき声明書[statement]が

(38) European Union (Withdrawal Agreement) Act 2020 (c.1) この法律の制定の背景及び骨子については、芦田淳「【イギリス】EU離脱協定法の制定—EU法適用に関する措置等—」『外国の立法』No.282-2, 2020.5, pp.16-17. <<https://doi.org/10.11501/11488109>>を参照。

作成された場合

- (ii) この法律が成立する日の前に当該法令又は法令案が英国議会の各議院（又は場合によっては庶民院だけでもよい。）に提出されており、かつ、この条第2項又は第3項に基づき声明書が作成されていない場合

## 保持された EU 法及び同化法に関する権限

### 第 11 条 保持された EU 法を書き換える [restate] 権限

- (1) 関連する国の機関は、規則により、いかなる範囲においても、いかなる第二次的な保持された EU 法をも書き換えることができる。
- (2) この法律において、「第二次的な保持された EU 法」とは、次に掲げるものを意味する。
- (a) 第一次立法ではない保持された EU 法
- (b) 第一次立法である保持された EU 法であって、その条文が従位立法により加えられたもの
- (3) 書換立法 [restatement] は、保持された EU 法ではない。
- (4) 第 5 項に定める保持された EU 法が書き換えた規定 [thing] に関して生じるいかなる効力も、それらの書換立法に関しては適用されない。
- (5) 第 4 項にいう保持された EU 法とは、次に掲げるものをいう。
- (a) EU 法の優越性の原則
- (b) 保持された EU 法の一般原則
- (c) 2018 年 EU（離脱）法第 4 条又は第 6 条第 3 項若しくは第 6 項により保持された EU 法とされた規定 [anything]
- (6) ただし、関係する機関が適切と考える場合において、書換立法によって第 4 項にいう効力と同一の効力を生じさせることができる。
- (7) いかなるこの条に基づく規則も、2023 年末の後に制定することはできない。
- (8) この条において、次の各段落に掲げる用語の意義は、当該各段落に定めるところによる。
- 「書換立法」とは、2018 年 EU（離脱）法第 4 条又は第 6 条第 3 項若しくは第 6 項により保持された EU 法とされた規定 [anything] に関する書換立法をいい、法典化を含む。
- 「保持された EU 法の一般原則」とは、2018 年 EU（離脱）法第 6 条第 7 項により付与された意義<sup>(39)</sup>を有する。

### 第 12 条 失効した保持された EU [由来の] 権利、権限、責任等を書き換え、又は再設定する [reproduce] 権限

- (1) 関連する国の機関は、規則により、いかなる範囲においても、いかなる第二次的な同化法をも書き換えることができる。
- (2) この法律において、「第二次的な同化法」とは、次に掲げるものを意味する。
- (a) 第一次立法ではない同化法
- (b) 第一次立法である同化法であって、その条文が従位立法により加えられたもの

(39) 移行期間満了日の直前に EU 法上の効力を有していた EU 法の一般原則であって、EU 法由来の国内法、保持された直接 EU 立法又は保持された EU 法由来の権利、権限、責任等に適用されるものをいう。

- (3) 書換立法は、同化法ではない。
- (4) 2018年EU（離脱）法第6条第3項又は第6項により同化法とされた規定〔anything〕が書き換えた規定〔thing〕に関して生じるいかなる効力も、それらの書換立法に関しては適用されない。
- (5) ただし、関係する国の機関が適切と考える場合において、書換立法によって第4項にいう効力と同一の効力を生じさせることができる。
- (6) 関係する国の機関が適切と考える場合において、書換立法によって第7項の範囲内の効力と同一の効力を生じさせることもできる。
- (7) 第2条から第4条までがなければ次に掲げるものにより書き換えられた規定〔thing〕に関して効力が生じていたであろう場合には、その効力は、この項の範囲に留まる。
- (a) EU法の優越性の原則
- (b) 保持されたEU法の一般原則
- (c) 2018年EU（離脱）法第4条により保持されたEU法とされた規定〔anything〕
- (8) 関連する国の機関は、規則により、この法律第2条から第4条までがなければ2018年EU（離脱）法第4条又は第6条第3項若しくは第6項により保持されたEU法とされた規定〔anything〕が有していたであろう効力を、いかなる範囲においても再設定することができる。
- (9) いかなるこの条に基づく規則も、2026年6月23日の後に制定することはできない。
- (10) この条において、次の各段落に掲げる用語の意義は、当該各段落に定めるところによる。  
「書換立法」とは、2018年EU（離脱）法第6条第3項又は第6項により同化法とされた規定〔anything〕に関する書換立法をいい、法典化を含む。  
「保持されたEU法の一般原則」とは、2023年末の直前に2018年EU（離脱）法第6条第7項により付与された意義を有する。

### 第13条 書き換え、又は再設定する権限：総則

- (1) この条は、第11条及び第12条において適用される。
- (2) 再設定では、再設定される法律において使用されるものとは異なる文言又は概念を用いることができる。
- (3) 再設定では、関連する国の機関が次に掲げる目的の一又は複数のために適切と判断するあらゆる変更を行うことができる。
- (a) 曖昧さの解消
- (b) 疑義又は不整合の除去
- (c) 法の明確性又はアクセスのしやすさの改善の促進（法的に必要ではない規定〔anything〕を削ることによるものを含む）。
- (4) 第11条又は第12条に基づく規則は、次に掲げるとおりとする。
- (a) 書き換えられるものと規則に定められる関連する制定法との間の関係性について規定することができる。
- (b) 前項に基づき、書き換えられるものとその他の制定法との間の関係性についての明文の規定を設けることはできない。
- (5) 第11条又は第12条に基づく規則は、EU法の優越性の原則又は保持されたEU法の一般原則を法典化し、又は再設定することはできない。

- (6) 第5項におけるいかなる規定〔nothing〕も、次に掲げることを妨げない。
- (a) 第11条又は第12条に基づく規則が生じさせ、又は第2条から第4条までがなければ生じさせたであろうEU法の優越性の原則又は保持されたEU法の一般原則による個別の制定法に関する効力と同一の効力を、当該制定法に関して法典化し、又は再設定すること。
  - (b) 2018年EU（離脱）法第4条により保持されたEU法とされ、又はされた規定〔anything〕を法典化し、又は再設定する第11条又は第12条に基づく規則が生じさせ、又は第2条から第4条がなければ生じさせたであろうEU法の優越性の原則又は保持されたEU法の一般原則による当該規定〔thing〕に関する効力と同一の効力を生じさせること。
- (7) 第11条又は第12条に基づく規則により制定できる規定は、あらゆる制定法を改正することにより制定できる。
- (8) 第11条及び第12条において、効力と同一の効力を生じさせることとは、明示的に規定することその他の方法によってこれを行うことをいう。
- (9) 第4項a号において、「関連する制定法」とは、次に掲げるものをいう。
- (a) 規則により制定される規定が保持された直接EU立法を改正することによって制定される場合は、あらゆる保持された直接EU立法をいう。
  - (b) それ以外の場合は、あらゆる国内の制定法（2018年EU（離脱）法第5条によって定義されるもの）をいう。
- (10) 第5項及び第6項において、「保持されたEU法の一般原則」とは、第11条又は第12条（該当する場合）と同一の意義を有する。
- (11) この条において、「書換立法」とは、次に掲げるものとし、同様の言及も、それに応じて解釈される。
- (a) 第11条に関連する場合は、同条と同一の意義を有する。
  - (b) 第12条に関連する場合は、同条と同一の意義を有するが、再設定も含む。

#### 第14条 無効化又は転換〔replace〕の権限

- (1) 関連する国の機関は、規則により、第二次的な保持されたEU法を、転換することなしに、無効化することができる。
- (2) 関連する国の機関は、規則により、第二次的な保持されたEU法を無効化し、及び当該関連する国の機関が適切であり、同一又は類似の目的を達成すると考える規定に転換することができる。
- (3) 関連する国の機関は、規則により、第二次的な保持されたEU法を無効化し、当該関連する国の機関が適切であると考えような別の規定を制定することができる。
- (4) 第2項又は第3項に基づく規則は、次に掲げるとおりとする。
- (a) 規則により無効化された第二次的な保持されたEU法により付与された従位立法を制定する権限に相当し、又はそれに類似する従位立法を制定する権限を付与することができる（が、それ以外の従位立法の制定権限を付与することはできない。）。
  - (b) そのために、個人に対して職務（裁量を含む。）を付与することができる。
  - (c) 規則により無効化された第二次的な保持されたEU法により設けられた犯罪に相当し、又はそれに類似する犯罪を新設することができる（が、それ以外の犯罪を新設することはできない。）。
  - (d) 規則により無効化された第二次的な保持されたEU法により金銭的制裁を賦課すること

ができた事例に相当し、又はそれに類似する事例において、金銭的制裁の賦課を行うことができる（が、それ以外の金銭的制裁の賦課を行うことはできない。）。

- (e) 手数料の徴収を行うことができる。
- (f) 次に掲げることは行うことができない。
  - (i) 課税を行うこと。
  - (ii) 公的機関を設立すること。
- (5) 関連する国の機関は、この条に基づき特定の主題分野に関して行われた変更（以前に行われた変更を含む。）の全体的な影響により規制の負担が増加しないと判断しない限り、当該主題分野に関し、この条に基づきいかなる規定も設けることはできない。
- (6) 第5項の適用に当たっては、自主的な枠組み [scheme] の新設は、規制の負担の増加とはみなされない。
- (7) この条に基づき規則により制定され得る規定は、あらゆる第二次的な保持されたEU法の改正により制定することができる。
- (8) この条に基づき制定される規定は、保持されたEU法ではない。
- (9) いかなるこの条に基づき規則も、2026年6月23日の後に制定することはできない。
- (10) この条において、次の各段落に掲げる用語の意義は、当該各段落に定めるところによる。「負担」には、（特に）次に掲げるものが含まれる。

- (a) 金銭的な費用 [financial cost]
- (b) 行政上の支障 [administrative inconvenience]
- (c) 取引 [trade] 又は革新 [innovation] の妨げ
- (d) 能率 [efficiency]、生産性又は採算性 [profitability] の妨げ
- (e) 合法的な活動の遂行に影響を与える（刑事上又はその他の）制裁

「無効化」とは、次に掲げるとおりとする。

- (a) 廃止を含む。
- (b) 2018年EU（離脱）法第4条により保持されたEU法となった規定 [anything] に関しては、国内法上は承認されず、又は利用でき（ず、したがって、執行されず、許可されず、又は遵守されない）ことを意味する。

「第二次的な保持されたEU法」：第二次的な保持されたEU法とあるのは、2023年末の後は、第二次的な同化法として解釈される。

- (11) 第8項において、保持されたEU法とあるのは、2023年末の後は、同化法として解釈される。

#### 第15条 更新する [update] 権限

- (1) 関連する国の機関は、規則により、第二次的な保持されたEU法又は第11条、第12条若しくは第14条に基づき制定された規定に対し、当該関連する国の機関が次に掲げる事項に配慮することが適当であると判断する改正を行うことができる。
  - (a) 技術上の変化
  - (b) 科学的理解の進展
- (2) 第1項において、第二次的な保持されたEU法とあるのは、2023年末の後は、第二次的な同化法として解釈される。

## 第16条 負担の軽減又は削減のための権限

- (1) 2006年立法及び規制に関する改革法<sup>(40)</sup>第1部(命令制定の権限)を次のように改正する。
- (2) 第1条第6項(負担の除去又は軽減のための権限:「立法」の定義)中aa号の後(であって、同号の末尾の「又は」の前)に次の1号を加える。  
「(ab) あらゆる保持された直接EU立法」
- (3) 第12条(手続:導入)中第2項の次に次の1項を加える。  
「(3) 2018年EU(離脱)法附則第8第4条(保持された直接EU立法又は同法第4条により保持されたEU法となった規定[anything]の特定の改正手続)は、この部に基づく命令に関しては適用されない。」

## 保持されたEU法のダッシュボード及び報告

### 第17条 保持されたEU法のダッシュボード及び報告

- (1) 国務大臣は、それぞれの報告期間の終了日の翌日から起算して30日以内に、次に掲げる行為を行わなければならない。
  - (a) 保持されたEU法のダッシュボードの更新
  - (b) 保持されたEU法の無効化及び刷新に関する報告書の公表及び議会への提出
- (2) 報告書は、次に掲げることを行うように作成しなければならない。
  - (a) 保持されたEU法のダッシュボード(第1項a号に基づき更新されたもの)上のデータの要旨[summary]の提供
  - (b) 報告書が関係する報告期間中の保持されたEU法の無効化及び刷新の進捗状況[progress]の提示
  - (c) 次の報告期間における保持されたEU法の無効化及び刷新に関する英国政府[His Majesty's Government]の計画の提示
- (3) 第2項c号に基づき提示しなければならない計画には、英国政府が無効化し、又は刷新しようとする保持されたEU法の規定の一覧表を含めなければならない。
- (4) この報告期間とは、次に掲げるとおりとする。
  - (a) この法律が制定された日から始まり、2023年12月23日で終わる期間
  - (b) 第5項に従い、その後6か月ごとの期間
- (5) 最後の報告期間は、2026年6月23日で終わる。
- (6) 国務大臣は、報告期間に関する第1項の要件を満たさない場合は、次に掲げることを行わなければならない。
  - (a) 書面で作成された声明によるその理由の説明
  - (b) 当該声明の公表及び議会への提出
- (7) この条において、次の各段落に掲げる用語の意義は、当該各段落に定めるところによる。  
「保持されたEU法のダッシュボード」とは、国務大臣によって維持し、かつ、公衆に利用

(40) Legislative and Regulatory Reform Act 2006 (c.51) この法律の解説は岡久慶「英国2006年立法及び規制に関する改革法—規制緩和と行政権限の拡大—」『外国の立法』No.232, 2007.6, pp.102-110. <<https://doi.org/10.11501/1000311>> に、翻訳は岡久慶「英国2006年立法及び規制に関する改革法」『外国の立法』No.233, 2007.9, pp.16-36. <<https://doi.org/10.11501/1000306>> に、それぞれ掲載されている。

可能にする、保持されたEU法に関するデータベースをいう。

「無効化」とは、第14条における意義と同一の意義を有する。

(8) 第2項において、「刷新」には「置き換え」が含まれる。

(9) 2026年6月23日で終わる期間に関する第1項b号に基づく報告に関しては、第2項c号を無視する。

## 事業影響目標 [Business impact target]

### 第18条 事業影響目標<sup>(41)</sup>の撤廃

(1) 2015年小規模事業、企業及び雇用法<sup>(42)</sup>中、第21条の前のイタリック体の見出しも含む第21条から第27条まで（事業影響目標）を削る。

(2) 第1項の施行に伴い、同法を、第3項及び第4項に定められるように改正する。

(3) 第29条第5項（「自主的又は地域の組織体」の定義）中「第27条における意義を有する」を次のように改める。

「次に掲げる意義を有する。

(a) 労働組合（1992年労働組合及び労働関係（統合）法<sup>(43)</sup>第1条又は1992年産業関係（北アイルランド）令（S.I. 1992/807 (N.I. 5)）<sup>(44)</sup>第3条の意義の範囲内）

(b) 生じた剰余金をその構成員に分配しない法人格のない団体

(c) チャリティ [charity]<sup>(45)</sup>

(d) 生じた剰余金をその構成員に分配しない保証有限責任会社 [company limited by guarantee]<sup>(46)</sup>

(e) 2014年協同組合及び地域共済組合法<sup>(47)</sup>第1条により与えられる意義の範囲内の登録団体

(f) 1969年協同組合及び地域共済組合（北アイルランド）法<sup>(48)</sup>（第24 (N.I.) 号）第1A条により与えられる意義の範囲内の登録団体又は1985年消費者信用組合（北アイルランド）令（S.I. 1985/1205 (N.I. 12)）<sup>(49)</sup>の意義の範囲内の消費者信用組合 [credit union]

(g) 社会利益会社 [community interest company]<sup>(50)</sup>

(41) 1年の間に発効し、又は廃止される適格規制条項（qualifying regulatory provisions: QRP）が事業活動に及ぼす経済的な影響に関する政府の目標をいう（2015年小規模事業、企業及び雇用法第21条第1項a号）。

(42) Small Business, Enterprise and Employment Act 2015 (c.26)

(43) Trade Union and Labour Relations (Consolidation) Act 1992 (c.52)

(44) Industrial Relations (Northern Ireland) Order 1992, No.807 (N.I. 5)

(45) ①専らチャリティの目的のために設立された組織であって、②高等法院の裁判権が及ぶ範囲にチャリティの管轄権が存在するものをいう（2011年チャリティ法（後掲注（51）参照）第1条第1項）。田村祐子「【イギリス】2016年チャリティ（保護及び社会的投資）法」『外国の立法』No.290-2, 2017.2, pp.8-9. <<https://doi.org/10.11501/10303179>>を参照。

(46) 基本定款により会社清算の場合には各社員が一定額までの支払をなすという保証によって会社責任が制限されている登記会社をいう。小山貞夫編著『英米法律語辞典』研究社, 2011, pp.202-203.

(47) Co-operative and Community Benefit Societies Act 2014 (c.14)

(48) Co-operative and Community Benefit Societies Act (Northern Ireland) 1969, c. 24 (N.I.)

(49) Credit Unions (Northern Ireland) Order 1985 (S.I. 1985/1205 (N.I. 12))

(50) 2004年会社（監査、調査及びコミュニティ企業）法（Companies (Audit, Investigations and Community Enterprise) Act 2004 (c.27)）で新設された有限責任会社であって、その活動が社会の利益を目的としていることが通常人（reasonable person）に理解できること、政治目的で設立されていないこと、配当金額に制限があることなどを満たすものをいう。小山編著 前掲注(46), p.200を参照。

- (h) 2011年チャリティ法<sup>(51)</sup>第11章又は2008年チャリティ法(北アイルランド)(第12(N.I.)号)の意義の範囲内の公益機関法人 [charitable incorporated organisation]<sup>(52)</sup>
- (i) 2005年チャリティ及び受託者投資(スコットランド)法(asp 10)<sup>(53)</sup>第1部第7章の意義の範囲内のスコットランド公益機関法人
- (4) 第33条第6項の「事業」の定義のb号中「第27条」を「第29条第5項」に改める。
- (5) 第1項の施行に伴い、次に掲げる規定も削る。
  - (a) 2016年企業法<sup>(54)</sup>第14条(及びその前のイタリック体の見出し)並びに附則第2
  - (b) 2017年ウェールズ法<sup>(55)</sup>附則第6第107条
  - (c) 2022年高度研究発明庁法<sup>(56)</sup>附則第3第9条及び第10条
  - (d) 2022年議会解散及び召集法<sup>(57)</sup>附則中第27条から第31条まで(第27条の前のイタリック体の見出しを含む。)

## 最終規定

### 第19条 施行規定

- (1) 関連する国の機関は、規則により、当該関連する国の機関がこの法律の施行に伴い適当であると判断するような規定を定めることができる。
- (2) 第1項にいう規定には、この法律を含むあらゆる制定法を改正する規定を含む。

### 第20条 規則：総則

- (1) この法律に基づき規則を制定する権限には、次に掲げる規定を設ける権限を含む。
  - (a) 異なる目的又は地域のための異なる規定
  - (b) (この法律を含むあらゆる制定法を改正する規定を含む) 補足規定、付随規定、施行規定、経過規定、暫定規定又は除外規定
- (2) 附則第4には、この法律に基づく規則を制定する権限委譲機関の権限に関する制限が含まれる。
- (3) 附則第5には、この法律に基づく規則を制定するための手続に関する規定が含まれる。
- (4) 特定の時期の後に規則を制定することをこの法律において禁止したことは、当該時期の前に制定された規則の効力の持続に影響しない。
- (5) 2015年小規模事業、企業及び雇用法第28条(第二次立法における規制規定を見直す義務)は、この法律に基づき規則を制定するためのいかなる権限にも適用しない。

### 第21条 解釈

- (1) この法律において、次の各段落に掲げる用語の意義は、当該各段落に定めるところによる。

(51) Charities Act 2011 (c.25)

(52) 法人化を認められた公益機関をいう。小山編著 前掲注(46), p.157.

(53) Charities and Trustee Investment (Scotland) Act 2005 (asp.10)

(54) Enterprise Act 2016 (c.12)

(55) Wales Act 2017 (c.4)

(56) Advanced Research and Invention Agency Act 2022 (c.4) 同法の概要については、上綱秀治「【イギリス】2022年高度研究発明庁法の制定」『外国の立法』No.291-2, 2022.5, pp.6-7. <<https://doi.org/10.11501/12251707>>を参照。

(57) Dissolution and Calling of Parliament Act 2022 (c.11) 同法の概要については、上綱秀治「【イギリス】2022年議会解散及び召集法の制定」『外国の立法』No.292-1, 2022.7, pp.16-17. <<https://doi.org/10.11501/12302071>>を参照。

「同化法」とは、第 5 条第 1 項にいう意義を有する。

「権限委譲機関」とは、次のいずれかの者をいう。

- (a) スコットランドの諸大臣
- (b) ウェールズの諸大臣
- (c) 北アイルランド政府省庁 [Northern Ireland Department]

「国内法」とは、イングランド・ウェールズ法、スコットランド法又は北アイルランド法をいう。

「制定法」とは、次に掲げるいずれかのものをいう。

- (a) 第一次立法の中に含まれ、又は第一次立法に基づき制定された命令の中に含まれる（〔議会により〕制定され、又は〔行政府により〕制定された）あらゆる制定法
- (b) あらゆる保持された直接 EU 立法

「国務大臣 [Minister of the Crown]」とは、1975 年国務大臣法<sup>(58)</sup>における意義<sup>(59)</sup>と同一の意義であり、また、王国歳入関税庁長官 [Commissioners for His Majesty's Revenue and Customs] も含む。

「改正」とは、改正、廃止又は無効化（及び適切に解釈される関連する表現）を含む。

「北アイルランドの権限委譲機関」とは、次に掲げるいずれかの者をいう。

- (a) 首席大臣及び共同で職務を遂行する副首席大臣
- (b) 北アイルランド大臣
- (c) 北アイルランド政府省庁 [Northern Ireland Department]

「第一次立法」とは、次に掲げるいずれかの立法をいう。

- (a) 英国議会の法律
- (b) スコットランド議会の法律
- (c) ウェールズ議会の法律又は命令 [Measure]
- (d) 北アイルランド立法

「関連する国の機関」とは、次に掲げるいずれかの者をいう。

- (a) 国務大臣
- (b) 権限委譲機関
- (c) 1 以上の権限委譲機関と共同で職務を遂行する国務大臣

「第二次的な同化法」とは、第 12 条第 2 項において定義される意義を有する。

「第二次的な保持された EU 法」とは、第 11 条第 2 項において定義される意義を有する。

「従位立法」とは、次に掲げるいずれかの命令をいう。

- (a) あらゆる第一次立法に基づき制定された命令（北アイルランド立法である命令を除く。）
- (b) 保持された直接 EU 立法に基づき移行期間満了日以降に制定されたあらゆる命令

(2) この法律においては、次に掲げるとおりとする。

- (a) 法律に基づき制定された命令への言及には、特に、あらゆる第一次立法に基づき制定された勅令、命令、手続規則 [rules]、規則、計画 [schemes]、認可 [warrant] 又は条例

(58) Ministers of the Crown Act 1975 (c.26)

(59) 英国政府の職を有する者をいう（第 8 条第 1 項）。

が含まれる。

- (b) 保持された直接 EU 立法に基づいて制定された命令への言及には、特に、保持された直接 EU 立法として制定された勅令、命令、手続規則、規則、計画、認可又は条例が含まれる。
- (3) この法律において、2018 年 EU（離脱）法第 4 条により保持される EU 法とされた規定に対する言及には、移行期間満了日以降に制定された、あらゆる関係する権利、権限、責任、義務、制限、救済又は手続の改正への言及を含む。

## 第 22 条 施行、経過規定及び適用除外

- (1) 次の各条は、この法律が制定された日から施行する。
- (a) 第 1 条及び第 2 条
  - (b) 第 5 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項から第 7 項まで
  - (c) 第 7 条
  - (d) 第 9 条から第 17 条まで及び附則第 3
  - (e) 第 19 条から第 21 条まで、この条及び第 23 条並びに附則第 4 及び附則第 5
- (2) 第 18 条は、この法律が制定された日から起算して 2 か月間の期間の満了時から施行する。
- (3) この法律のその他の規定は、国務大臣が規則により指定する日から施行する。
- (4) 関連する国の機関は、規則により、次に掲げる事項に関し、自ら適切と考える経過規定、暫定規定又は適用除外規定を制定することができる。
- (a) この法律のあらゆる規定の施行
  - (b) 第 1 条による規定 [anything] の無効化
  - (c) 第 2 条の結果、国内法上は承認され、又は利用されなくな（り、かつ、そのために執行されず、許可されず、又は遵守されなくなつ）た規定 [anything]
- (5) 第 2 条、第 3 条及び第 4 条は、2023 年末の前に存在した規定 [anything] に関しては適用しない。
- (6) 附則第 2 によりなされた改正は、2023 年末以前のいかなる時点においても適用しない。

## 第 23 条 適用範囲及び略称

- (1) 第 2 項に従うことを条件として、この法律は、イングランド及びウェールズ、スコットランド並びに北アイルランドに適用される。
- (2) この法律によりなされたあらゆる改正、廃止及び無効化は、関連する規定と同一の範囲内において英国に適用される。
- (3) この法律は、2023 年保持された EU 法（無効化及び刷新）法と称することができる。

## 附 則

- 附則第 1 [第 1 条関係] 従位立法及び保持された EU 立法の失効 [略]
- 附則第 2 [第 5 条関係] 「同化法」：施行に伴う改正 [略]
- 附則第 3 [第 9 条関係] 特定の保持された EU 法の改正 [略]
- 附則第 4 [第 20 条関係] 規則：権限委譲機関の権限の制限 [略]
- 附則第 5 [第 20 条関係] 規則：手続 [略]

(みなみ りょういち)